

平成18年第7回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成18年12月13日(水曜日)

議事日程 第1号

平成18年12月13日(水曜日) 午前10時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議長諸報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について |
| 日程第6 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第7 | 議案第173号 みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第174号 みなかみ町山岳資料館条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第175号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第176号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第177号 みなかみ町財政調整基金条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第178号 みなかみ町自家用有償バス事業基金条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第179号 みなかみ町温泉事業基金条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第180号 みなかみ町営スキー場事業基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第181号 土地の取得について |
| 日程第13 | 議案第182号 平成18年度みなかみ町立(仮称)新治小学校体育館棟新築工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第183号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について |
| 日程第15 | 議案第184号 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程第16 | 議案第185号 平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第186号 平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)について |
| | 議案第187号 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第17 | 議案第188号 平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第189号 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について |
| | 議案第190号 平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第18 | 議案第191号 平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第19 | 議案第192号 平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第20 | 発議第9号 山岳資料館建設の調査に関する決議について |

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし
会議録署名議員

6番	林喜美雄君	16番	鈴木勲君
----	-------	-----	------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長	木村一夫君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長	小泉行夫君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前10時開会

議 長（傳田創司君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。これより平成18年第7回（12月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成18年12月定例議会を招集いたしましたところ、時節柄ご多用中にも拘わらず早速ご出席を賜り誠に有り難うございました。心から厚く御礼申し上げます。

師走に入り、いよいよ降雪のシーズンを迎えましたが、スキー場には雪があり、里には程々でありたいと祈るばかりであります。昨シーズンは未曾有の大雪に見舞われましたが、今シーズンはその教訓を生かして、除雪体制は水上地区・新治地区と同様に、月夜野地区でも直営方式を取り入れて、万全の体制で臨んでまいります。

今年は、豪雪と異常気象の影響でか、群馬県の水稲作況指数は95とやや不良でありました。

一方では、秋以降の好天によって白菜や大根等は豊作となり、価格安定のために廃棄処分がされる等、農家には大変厳しいものがありました。

自然界においても豪雪等の影響による餌不足のためか、猿・熊等の出没が相次ぎ、熊の捕獲頭数は町内で93頭を超え、群馬県全体では320頭を超えるという記録的な異常事態でありました。各地で熊による人的被害の報道がされる中で、幸いにも本町では、大きな人的被害はありませんでした。

これも偏に、町民の情報に対処して下さった猟友会の皆さんを初め、関係者皆様のご尽力の賜物でありまして、改めて感謝と御礼を申し上げる次第であります。

迎える今シーズンが、穏やかな白銀の世界であることを念願しております。

さて、今定例会では、条例改正及び補正予算等、20件の議案を提出させていただきます。

特にその中で、条例の改正では来年4月1日から3つの農業委員会が統合されて、新しく「みなかみ町農業委員会」を発足する組織の改編であります。

また町村合併時からの懸案事項でありました水道料金の改定については、今年5月15日に「みなかみ町水道料金審議会」の設立をお願いし、ご検討を重ねて頂きました。

15名の委員さんには6回にわたり、熱誠溢れるご審議を賜りましたが、11月24日には「みなかみ町上水道料金の改定に関する答申」という形で、改定案を戴くことができました。私はこの答申を尊重し、今定例議会に議案として提出した次第であります。

各議案の内容は提出時に、それぞれ説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご

議決賜われますようお願いを申し上げます、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（傳田創司君） これより、本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。
議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規程により、議長において指名いたします。
6番 林 喜 美 雄 君、
16番 鈴 木 勲 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月13日より、12月21日までの9日間としたい考えであります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日より12月21日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。
はじめに、平成18年10月17日、18日の2日間、利根郡町村議会議長会主催の正副議長・正副常任委員長・事務局長研修会が、みなかみ町「ひがきホテル」において、郡内正副議長・正副委員長等、総勢44名を一堂に会し開催されました。
開会に当たり昭和村澤浦郡議長会長より開会のあいさつがあり、合併により1市8ヶ町村から、1市1町3村となったがそれぞれ自分で選んだ道で、各市町村が一生懸命自分の町や村を良くしようと努力している最中であります。人口10万足らずの利根沼田が力を合わせなければ、利根沼田の発展は考えられない、利根沼田は一つ、一丸で進んでいきたいと挨拶され講演会に入りました。
1日目の講演会は、小寺弘之群馬県知事を講師に招き開催されました。
小寺知事は、昭和38年に東京大学を卒業し、自治省に入省され、43年11月以降群馬県庁に入られ、それ以降ずっと群馬の行政に携わってきました。
県内5県民局を中心に、県行政を行っていることや今年度みなかみ地域は豪雪に見まわれ、職員3名を派遣し対策を行ったなど、すべて住民の力を結集しての対応でした。
また、利根川水源地として東京都の水の65%を賄っている、利根川流域の農水産並び

に林業の発展に寄与している。

最近では、群馬の土地や気候にあったいろいろな作物ができ、前橋市が「ミョウガ」の産地とし市場で高い評価を受けていてうれしいことであるなど、また、水源県である群馬の各温泉地、谷川、尾瀬、吹き割れの滝、資源を有効利用し、観光と農業に力を入れて、観光県群馬を作り上げて行きたい、昭和村消防団ポンプ操法大会全国大会に参加し、これは地域の団結力の力、元気の源であると言い、片品国体スキー大会、川場村の田植や地域のお祭りを大切に地域文化を見直し、非常に優れた団結力があり溢れる、そして災害が少ない優れた地域、群馬県であるなど、地域のことは首都東京から100km圏で、首都の機能をまかなえる立地である、これから日本の中心群馬県には、東日本と西日本を結ぶ北関東自動車道の早期の開通により、群馬県は東京に近く、首都圏の一角また日本列島の中心として、これから益々発展していくことと思います。

県では工場誘致を進めており、立地条件が良い群馬県では側道を広く計画し、平野部の道路幅員を11m側道計画し、利用率の良い道路が出来た、観光客が群馬に来るよう振興に努めたい。安倍新内閣の発足に伴い、群馬県においては尾身財務大臣、佐田行政改革担当大臣の2人が誕生し、県政の発展と群馬が発展するよう最善の努力をしていきたい、安定した日本があるよう声を上げて、みなさんと協力して行きたいと講演をされました。

2日目は、前橋地方気象台防災業務課調査官^{もりざね}森実英夫氏による「自然と災害について」と題して講演が行われました。

講師の先生は、飛行機の離・着陸時の気象、桜の開花予想担当、富士山の移動観測等を行ってこられた経歴を持ち、群馬県には昨年度異動により来られたそうです。

利根沼田地域の災害を中心に話され、群馬県の特徴は赤城と榛名を結ぶ位置を気象上、北と南に2つに分けている、北部と南部、赤城と榛名を結んだ線では、温度で4度くらい差があり、降水量でも1月、北部が降雪により多くなるのが特徴である、日照時間でも北部の1月は少なく、南部に比べ5%位である。

災害特性から見ると、土砂災害が北部で多く、都市部では浸水害が多い。平成18年3月から、群馬を5つの区域に分けており、より細かい気象警報が早く出せるように心がけている。北部については利根沼田地域とし、気候特性、地域性等に取り分けている。

消防、土木担当区域で、雷、大雨の警報等を出す区域を分けた。地域の住民の人に分かり易いように分け、水上(幸知小)にはアメダスが設置してあり、毎日観測しているが、18年1月、2月は雨量計が雪に埋もれて大変であった、冬期間は1日に2時間くらいしか日照時間がなく、275cmと記録的な大雪であったことなどを話されました。桜の開花担当の時は、大きく予報を外したことがあるとのエピソードなども話され講演を終えられました。

次に、平成18年10月24日、玉村町文化センターにおいて、町村議会議長会主催の議員研修が開催され、県下町村議会議員、事務局約400名を一堂に会し開催され、みなかみ町議員全員で出席いたしました。

始めに、「昇る夕日でまちづくり～オンリーワンをめざして」と題して、愛媛大学非常勤講師「夕日のミュージアム」名誉館長、若松進一氏の講演を拝聴いたしました。

若松氏は双海町役場に35年間勤務され、その後社会教育に携わり、教育長まで努めた方であります。

愛媛県の双海町は「しずむ夕日が立ちどまる町」をキャッチフレーズにして、夕日をテーマに町づくりを進めている地域です。

自分の故郷を語るのに「双海町」だけではわかってもらえず、悔しい経験をした思いがあり、そこで日本の中で胸を張って言えるような町にしたいと願い、「夕日で日本一の町を目指そう」と立ち上がり、全国各地の夕日を見て回り、観察し研究したそうです。

当時は夕日を売り物にした町はなく、日が「沈む」、「落ちる」というマイナスイメージが強く、上司からも「夕日のような沈む町を作ってどうする」と一蹴されたそうです。

しかし、町の青年達と寄付を募り、地域のオンリーワン、ここでしかできない夕焼けコンサートのアイデアを練り、第1回「夕焼けプラットホームコンサート」を開催したところ、1,000人が詰めかけ大成功を納めました。

回を重ねる毎に、地域に定着し、地域づくり自治大臣表彰を受賞したそうです。

その後は、「夕やけこやけライン」「夕日のミュージアム」等、次々と事業が生まれ、交流拠点としても「道の駅ふたみ」、「ふたみシーサイド公園」が整備され、年間55万人もの集客を数えるようになり、全国から多くの観光客が集う町に生まれ変わったそうです。

何よりも嬉しいのは、町の子供達が故郷を訪ねられたときに「夕日の日本一きれいな双海町です」と堂々と言えるようになったことであるそうです。

また、先生は19年間、一日3枚のハガキを書き続けているそうです。1枚のハガキが人を動かし、何でもないことの積み重ねが大事であると言われていました。

毎朝の公園の清掃も欠かさずに実行しているそうです。町づくりには清掃が欠かせないとも話しておられました。最後に思いは一つであると締めくくり講演を終わりました。

次に「時局展望」と題して、毎日新聞東京本社編集局顧問、岩見隆夫氏による講演を拝聴しました。

北朝鮮、核問題に始まり、小泉内閣から安倍内閣への展望、福田、中曽根の今も根強く続く問題等、それぞれの時代での出来事を記者の目から鋭く観察した状況をつぶさに分かり易く、解説して下さいました。

中でも、小泉内閣の郵政民営化の問題に対しては、あの解散劇はルール違反である、後に汚点を残した結果となった、国民に役立つのか分からない、目的ではなく、手段であり、小泉は常識がないとまで批判をされました。

また、靖国参拝では8月15日参拝が公約であったが、内外からの強い圧力があり、参拝できず、漸く任期の最後の15日に行き公約を果たした結果になった、今後の大臣は、出来ないだろうという話をされておりました。

そして、消費税問題においても、来年の秋以降になり、体制は増税派と成長派の2つに分かれ、逃げず逃げ込まずの姿勢で対応されるであろうと話し、最後に各内閣のキャッチフレーズを取り上げ、中曽根内閣「戦国政治の総決算」、池田内閣「慣用と忍耐」、安倍内閣「美しい国ニッポン」等にふれ、今後は参議院選に向けての公認候補の見直し等も検討されるであろうと言われ、講演を終了しました。

両先生とも、大変有意義な講演であり、今後の町づくりに大いに参考になった研修でありました。

次に平成18年11月22日、東京・NHKホールにおいて、全国1,038町村議会の議長など、関係者約1,700人が出席する中、「真の分権型社会の創造をめざして」をメインテーマに「第50回町村議会議長全国大会」が開催されました。

本大会において、第31回豪雪地帯町村議会議長全国大会が併せて開催されました。

大会は、高田恒事務総長の司会により開幕し、高橋満男理事（新潟県津南町議会議長）の開会のことば、国歌斉唱に続き、川股博会長（北海道由仁町議会議長）があいさつに立

ち、「町村はこれまで我が国の文化、伝統、自然、歴史を受け継いできた。こうしたところに、市場の原理を導入し、歳出削減だけを求め、国の関与を残すのであれば、豊かな自治をつくるどころではない。地方にできることは地方が担い、責任を持ち、未来の創造に自由に挑戦できる環境と気概を地域にもたらず分権改革を推進することが求められている。」と訴えました。

続いて、大会の意義を鮮明にするため、押川勝副会長（宮崎県綾町議会議員）が「地方財政の規模の圧縮や、国・地方の関係をめぐる一連の改革は、財政力の弱い小規模町村に、より深刻な影響を及ぼしている。このままでは、国民の生存の基盤を成す国土保全や自然環境の維持すら困難になり、四季折々の「美しい国・日本」が失われかねない。我々議会人は、このような危機的状況を乗り越え、真の分権型社会の創造に向けて、果敢に行動していく。」と決意をこめて宣言を朗読しました。

来賓紹介へ移り、公務極めてご多端の中、ご臨席された内閣総理大臣代理・鈴木政二内閣官房副長官をはじめ、河野洋平衆議院議長、扇千景参議院議長、総務大臣代理・土屋正忠総務大臣政務官、山本文男全国町村会長、国松誠全国市議会議長会長の各位から、それぞれ祝辞が述べられました。

次に、議長団の選出を行い、正議長に安部庄太郎静岡県会長（由比町議会議員）、副議長に佐藤安治秋田県会長（羽後町議会議員）、神谷信吉沖縄県会長（八重瀬町議会議員）が、満場の賛同を得て選出され、議事に入りました。

はじめに、要望事項23件、北海道地区ほか8地区の要望9件について、大須賀好夫副会長（愛知県幸田町議会議員）が提案理由の説明を行い、満場一致でこれを採択することに決定いたしました。

また、豪雪地域の振興対策について、松田眞計全国豪雪地帯町村議会議員会長（石川県宝達志水町議会議員）が、要望事項8件の提案理由の説明を行い、満場一致でこれを採択することに決定いたしました。

引き続き、町村議会議員の総意を結集し、当面する重要問題の解決を図るため、安食勲理事（島根県斐川町議会議員）が、決議案及び特別決議案1件を、西澤巧平理事（奈良県吉野町議会議員）が特別決議案2件を朗読、提案し、満場一致で採択することに決定しました。続いて、実行運動方法を協議・決定し、全ての議事を終了しました。

終わりに、本大会において決定した要望・決議の実現に向けて、山本一磨理事（東京都新島村議会議員）の発声により、出席者の総意を結集し、「頑張ろう！コール」を行い、会場が熱気に包まれる中、田窪忍理事（愛媛県上島町議会議員）が閉会のことばを述べ、大会は盛会裏に終了しました。

なお、詳細な大会資料は事務局にありますことを申し添えます。

議長（傳田創司君） 以上で、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 行政報告

議長（傳田創司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） お許しを頂きましたので、行政報告を1点行います。

職員の削減計画についてであります。

新生みなかみ町が誕生してから、早いもので1年2ヶ月余りが過ぎました。

この間、三位一体改革から地方交付税は削減され、一方では町税・公共料金等の滞納額が増えました。

したがって、なけなしの基金も少なくなり、併せて町村合併に伴って人件費・物件費・補助金等が膨大となり、経常収支比率も100%を超える状況にあります。

さらには、水道料金の未納と施設の老朽化という大きな問題も抱え、今後の対策に苦慮しているところであります。

言うまでもなく、これらの問題は町の再建を左右する極めて重要な事案であります。

既に「行財政改革調査会」からは、滞納処理・水道事業等について答申を頂き、その内容に沿って取り組んでおります。

「水道料金審議会」では、水上・月夜野・新治地区の料金統一化を図る答申を頂き、今定例議会でご審議頂く予定であります。

また、「教育施設整備計画検討委員会」では、月夜野・水上地区の各学校の耐震整備等を中心にご検討を願っておりますが、答申を頂いてから、財政との整合を図り、計画的に施設整備を進めてまいりたいと考えております。

何れにしても、最大の課題は如何にして人件費・物件費等の経常経費を削減するかにあります。

現在、みなかみ町の人口は2万3千人余りでありますが、合併当時の職員数が384人は極めて多く、県内の類似団体を見ますと200～230人です。

また、みなかみ町の人口推計は減少傾向にありますが、人口が減少しますと地方交付税も更に削減され、歳入の確保が厳しくなります。

そこで町村合併に当たり、合併協議会では、類似団体等から適正な職員数を算出し、旧3町村全議員による協議会でご検討を願った経緯があります。その結論は、新町は面積が極めて広くなることを加味して、合併10年後は240人体制で臨むことで決定されました。

したがって、合併時と比較しますと140人の削減となりますが、新規採用等を考慮しながら、前半・平成22年度末までに80人、後半・平成27年度末までに60人の「職員削減適正化計画」を策定しました。併せて「勸奨退職者制度」も取り入れてまいります。

しかしながら、現状の施設数や従来型の行政事務では対応できませんので、施設の統合と簡素で効率の高い行政事務を目指し、併せて臨時職員体制や委託業務等にも検討を加える必要があります。

そこで行政の組織、機構の改善を絶えず行い、効率の良い行政サービスをすることが肝要であります。

新年早々には、総務課内に「構造改善室」を設置して、専門的に情報を収集し、将来予測を行い、積極的に行政改革に取り組む決意であります。

時勢は正に改革の嵐ですが、組織の改編や職員数の適正化は、職員の協力なくしてはできません。現在でも3年間の約束で、一年1億円余のワーク・シェアリングでご協力を頂いておりますが、職員組合とも十分に協議をしながら進めてまいります。

よろしくご支援とご協力の程お願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 閉会中の継続調査の委員長報告

議長（傳田創司君） 日程第5、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 12月7日に行いました委員会教育先進地視察の報告を行います。

出席者は、委員全員、教育委員会から教育長を始め学校教育課長、課長補佐3名でありました。

この度の研修目的は、新町みなかみの学校教育の施設整備の現状を検討し、将来を見つめて、その方向性を示すよう町長より諮問を受け、みなかみ町教育施設整備計画検討委員会を設置し、協議を重ねている最中であります。検討委員会の課題として備えなければならない急速に進行している少子化、各学校教育施設の老朽化、耐震強度不足による危険性、そして財政力等を中心に考察し、併せて各3地域の実情も考慮しなければならず、慎重に考えなければならない問題です。

このような話し合いの中、みなかみ地区は用地の効果的な利用を勘案し、一つの方向として、小中学校の併設校という考え方も視野に入れても良いのではないかという意見もあり、その斬新な考え方に興味を持ちました。

このような考え方に近い公立校が果たして実例するのか調査を行いましたところ、近県において、さいたま市にその理想校があり、大谷場東小学校、大谷場中学校一体型校舎の視察を行いました。

事前勉強の中で、大きな特色は、小中連携教育に主眼をおいているということであり、この新鮮な響きに大きな期待が膨らみました。

現地到着後、まず大きくきれいな校舎に圧倒させられました。到着予定時刻より一時間早く着きましたので、挨拶を交わす前に、まず小学一年生と中学三年生と一緒にクッキーづくりをしている授業に案内をされました。

しばしその光景に目を奪われ、見合う言葉も見つからず、ただ自分の胸の鼓動だけが激しく高まり、抑揚を隠しきれませんでした。

中学生が小学生にまるで弟か妹に接するように慈しみ、小学生はお兄さん、お姉さんに寄り添うようにふれ合い、口の周りにケーキがいっぱい付くと、さりげなく自分のハンカチで拭いてあげる中学生、そして授業風景を微笑みながら見守る先生、このような光景は私達の学校においては特別な企画以外では考えられないことで、「これは連携授業の一環です」との説明に馴染みの薄い連携教育という奥深さと真意を知る序曲となりました。

両校の簡略な概要ですが、平成13年度に小中学校一体型校舎として開校し、図書館や音楽ホール、校庭を共有し、扉一つで行き来が可能な一部5階の4階建て併設一体型で、総工費約46億円、細部の特徴としてシャワールーム、和室、陶芸室、スタジオ、音楽室の個室練習ルーム等の特別教室の充実化、そして何より驚いたのが、小学生はオープン教室というスタイル、通常廊下と教室のしきりに位置する壁が無く、4クラスが一同に共有する大きな部屋、廊下に当たる部分は4つの教室とほぼ同じ、隣のクラスの声などは、先生同士は多少気になるようですが、生徒は慣れると全く気にならないとのことでした。

小中学校のプールは別々に屋上にあり、大きな特徴として、災害対策用の飲用濾過器を設置した浄水型プールであり、緊急時には避難場所となるため、避難生活の生活飲料水の確保は最も重要なこととして、近隣住民の安全安心対策まで考えていることに頭が下がる思いです。

つづいて、連携教育について報告いたします。

大きくは、授業部会と行事部会とがあり、授業部会は国語・算数・英語・音楽等、一般授業にどのように効果的な連携が取れるか、先生方、また生徒同士で研究し合い、課題をクリアしているそうです。

行事部会においては、サッカー、バスケットなどの中学生の指導や音楽祭、読み聞かせ、歯磨きの指導まで行っているそうです。掲示板の至る所にそのような交流の様子が写真に納められており、その表情の明るさ、楽しそうな笑顔、お兄さん、お姉さんぶりを発揮している中学生の姿、以前はかなり荒廃していた時期があったとのことですが、連携教育が進むにつれ、現在においてはそのようなことはないそうです。

子供とふれ合う機会が多くあるため、「しっかりしなければ」との精神が芽生えたのではないのでしょうか。

この学校の連携教育が成功している要因にまず文字通りの連携にあり、小中学校長先生同士の意思の疎通、現場の先生同士の連携、小学校、中学校の垣根のない交流、学校開校を通し、付近住民との交流や防犯ボランティア体制等々、隅々にまで連携体制が成熟していることに驚きを感じます。

一例を申し上げますと、学校にはドライ方式の給食センターが付設しており、昼食に小学生と同じ給食を頂きましたが、そのメニューにコンニャクが使われておりました。私達群馬の特産がコンニャクだと知り、事前に栄養士の方と打ち合わせをして、メニューに加えたとの配慮を知り、給食センターに至るまで、その連携感覚、また栄養士は大変熱心で素晴らしいと誉めておられました。2学期中に3回試食会を催し、ホームページに毎月の給食献立表を掲示し、日付をクリックするとメニューを写真で見ることができるそうです。一朝一夕には出来ないことと思いますが、両校の校長先生をはじめ、先生、生徒が月夜野中学校の石碑に刻まれた「断えず考える」の精神が深化発展を遂げているのではないかと直感いたしました。

最後に一通のお便りを紹介して研修報告といたします。

クッキーづくりをした小学一年生が中学生に宛てたお礼の手紙です。

「きょう、いっしょに作ってくれて、ありがとうございました。お手つだいできてよかったです。楽しくできて、おいしくてよかったです。おいもが、もっと、もっとすきになりました。あと、いちごをきるときに、ナイフのつかいかたがわかりました。おうちでも、お手つだいたくりました。また、あそんでください。」

子供達の感じる心を育てる連携教育、心の扉を開くノブが見つかった感じがいたします。

以上で総務文教常任委員会研修視察報告を終わります。

議 長（傳田創司君） 閉会中の継続審査に関する委員長報告が終了しましたので、これより委員長への質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを終わります。

日程第6 請願・陳情文書表

議長（傳田創司君） 日程第6、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

事務局に請願・陳情文書表の朗読をいただきます。事務局。

（事務局朗読）

平成18年第7回12月みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人及び紹介議員	受理年月日
	請願趣旨		付託委員会
請願第6号	猿ヶ京老人ホーム移転問題に関する請願	みなかみ町猿ヶ京温泉357 猿ヶ京区長 田村 卯太郎	平成18. 10. 24
		林 一 彦	厚生 常任委員会
	<p>【請願趣旨】 猿ヶ京老人ホームの老朽化に伴い移転の話が出ていると聞いております。 猿ヶ京老人ホームは、その名前のとおり、猿ヶ京区民に愛され、親しまれている施設でもあり、雪害時の雪かきや防災等、協力ネットワークもできている状態です。また、現在入所されておられる方々も、猿ヶ京地区に愛着があり、この場所ですっと生活したいという考えの方が多くいると聞いております。現在の大田和牧場が人里離れた場所であるというのが移転の重要な要素であるのでしたら、旧竹の台高校跡地など、猿ヶ京区内にも移転する場所はあると思いますので、ぜひ猿ヶ京温泉区内に用地を確保していただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【請願事項】 猿ヶ京老人ホームの猿ヶ京区内での存続をお願いします。</p>		

番号	請願件名	請願人及び紹介議員	受理年月日
	請願趣旨		付託委員会
	全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願	前橋市桶越町183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長 関口 昭三	平成18. 11. 15
		穂 苺 清 一	厚生 常任委員会

【請願趣旨】

請願第7号 今、多くの国民にとって、健康で文化的な最低限度の生活を送っていくのが大変困難な状態になってきています。

国民総中流と言われた日本社会はすでに遠い過去になり、今や多くの面で格差が広がっています。

こんな中で長い間働き、社会の発展に貢献してきた高齢者が尊敬されるどころか、社会のお荷物のような政策を押し付けられ、生活が一層困難になっています。

04年の年金制度改定は、保険料の引き上げと年金給付の引き下げという大改悪であり、大多数の国民がその改定を白紙に戻せと悲痛な声を上げています。

さらに追い打ちをかけたのは、老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、そして、定率減税の半減などにより住民税の大幅増や所得税の負担増などです。

それら負担増に加えて今年は、介護保険料、国民健康保険料も大幅負担増になり、医療費の負担も襲いかかってきています。多くの国民も悲鳴を上げています。

特に高齢者は、その被害をまともに受け、老後の生活設計が破壊され、「生活できない」と怒り心頭に発しています。高齢者は、年金こそ暮らしの土台です。

ところが、社会保険庁で相次ぎ不正事件がありました。

今年は国民年金保険料「不正免除」の問題が出てきました。それが全国44都道府県に及び、件数も38万5千件を超えました。

報道によれば、増え続ける膨大な保険料未納者対策として、「納入率80%を確保せよ」の指示を受け、本人抜きに保険料の納付免除や猶予をしたというのです。

私たち年金者組合は、問題の核心は高すぎる保険料を払えないこと、それに重なって将来年金支給が大丈夫かという年金不安が重なっているところにあると考えています。

今や、公的年金制度が崩壊の危機に立たされていると言ってもいいのではないのでしょうか。早急に年金制度の抜本的対策が求められています。

私たち年金者組合は、無拠出で8万円の「最低保障年金制度」の創設を提案しています。社会の格差が広がっている現在、セイフティーネットとして、すべての国民の経済的基盤を支える最低保障年金制度の創設こそが求められています。

その提言や要求は、私たちだけでなく、経済団体・労働団体・各政党などに続き、政令指定都市市長会でも提起され、国民的な広がりとなっています。

また、01年に国連社会規約委員会が日本政府に最低保障年金制度実施の勧告を出し、今年の6月までにその報告を求められています。

しかし、現在までその報告がなされていないのです。私たち全日本年金者組合は、高齢者の豊かで生きがいのある生活を求めて活動をしています。

組合を作って18年間、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を国に求めて活動しています。すでに全国の自治体の45%を超える1,110の地方議会(05.10.14現在)が政府に意見書を提出しています。

以上の趣旨をご理解され、下記の請願項目にそった意見書を国に提出して下さい。

【請願事項】

全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、高齢者が安心して暮らせるようにして下さい。

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 8 号	「品目横断的経営安定対策」と 米価下落対策に関わる請願	利根郡昭和村糸井184-2 利根沼田農民連合会 会 長 野 口 意 志 雄 原 澤 良 輝	平成18. 11. 15
			産 業 観 光 常 任 委 員 会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>9月から加入受付がスタートした品目横断的経営安定対策のもとで、受け皿となる認定農業者と集落営農づくりが、関係者の努力で推し進められています。</p> <p>しかし、地域実情を無視した加入要件があるため、圧倒的な多数の農家が経営安定対策から外されることが明らかとなり、関係者の中で不安と混乱が生じています。</p> <p>特に、小麦経営安定対策や大豆交付金が廃止される中で、経営安定対策から外されれば、小麦・大豆の価格は一俵2,000～3,000円程度となり、これまで苦勞して定着させてきた転作機能が破壊されます。06年産米価が低下基調にあるもとで、生産調整機能の破壊は、さらに米価下落に拍車をかける要因になるという不安が広がっています。米価下落は、すべての農家の経営に打撃を与えますが、なかでも認定農家や集落営農組織への打撃は図りしれません。</p> <p>よって、次の事項を実現する意見書を政府関係機関に提出するとともに、貴自治体としての取り組みを強めることを求めます。</p> <p>【請願事項】</p> <p>一、「品目横断的経営安定対策」の要件を抜本的に見直し、意欲あるすべての農家を対象に価格保証を基本にした経営安定対策を実現すること。</p> <p>一、規模の大小等を基準にするのではなく、地域の実情を踏まえた多様な担い手を確保するための施策を強めること。</p> <p>一、米価下落対策を講ずること。</p>		

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
	行き詰まったWTOに代わる 食糧主権に基づく貿易ルール と農業・食糧政策の確立を求 める請願	利根郡昭和村糸井184-2 利根沼田農民連合会 会 長 野 口 意 志 雄 原 澤 良 輝	平成18. 11. 15
			産 業 観 光 常 任 委 員 会

請願第9号	<p>【請願趣旨】</p> <p>今年中の合意を目指してきたWTOは、矛盾と亀裂が深まり、交渉を停止せざるを得ない事態に直面しています。交渉が亀裂した原因は、他国に関税引き下げを要求する一方、輸出補助金を存続させて、農産物輸出大国の地位を死守しようとしたアメリカの身勝手な態度にありました。インドの商工相が「WTO交渉は集中治療室と火葬場の間にいる」と述べたように、自由化と市場原理万能のWTO交渉は失敗に向かっているのが現実です。WTO協定がスタートしてから11年、日本の農民と消費者が直面してきたのは、農産物の輸入急増と価格暴落、史上最大の稲作減反であり、農薬残留物や遺伝子組み換え食品の輸入の氾濫による食の安全に対する不安、食料自給率の一層の低下でした。しかし政府は、こうしたWTOの弊害を省みず、今日の農業と食料をめぐる困難をますます深刻化させる「農政改革」をWTO交渉の進展に伴う国際規律の強化を前提にして、推し進めています。農産物の輸入拡大を前提にして、一握りの「担い手」を対象に外国産農産物との価格差を是正することを主とした「品目横断的経営安定対策」は、その最たるものです。今、世界最大の食糧輸入国であり、食糧自給率が40%という異常事態にある日本の進むべき道は、WTO体制と、これを前提にした農政を転換し、「食糧主権」（すべての国と民衆が自分たち自身の農業・食糧政策を決定する権利）の立場に立つ農業政策を確立することだと考えます。</p> <p>以上の趣旨により、次の事項の実現を求める意見書を政府関係機関に提出して下さるようお願いします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>一、政府は、WTO体制を見直し、食糧主権に基づく貿易ルールを確立するために世界各国に働きかけること。</p> <p>一、WTOによる輸入自由化を前提にした国内農政を見直し、国内生産を拡大して食料自給率を向上させるための施策を強めること。</p> <p>一、WTO農業協定の中で最も不合理なミニマム・アクセス制度を廃止すること。</p>
-------	---

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請願第10号	地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願	利根郡昭和村糸井184-2 利根沼田農民連合会 会 長 野 口 意 志 雄 原 澤 良 輝	平成18. 11. 15
			産 業 観 光 常 任 委 員 会
	【請願趣旨】		
	日本の農業、そして林業や水産業は担い手不足、高齢化などによって、年々力を失い、地域経済に大きな影を落としています。		
	現在、我が国は国民の食糧の6割は外国産に頼り、輸入農畜産物の急増ともなあって、農薬の残留や遺伝子組み換え食品の氾濫、BSE、鳥インフルエンザ問題など、国民の食に		

号	<p>対する不安が高まっています。</p> <p>また、日本型食生活の崩れによる生活習慣病の急増が指摘されているところです。</p> <p>こうした中で、政府の調査によっても、国民の8割以上が「国内産を食べたい」という結果が示され、こうした世論を背景に直売所の広がりに見られるように、地域の農林水産物を地域内で流通させようという取り組みが全国的に広がっています。物流・情報の国際化の流れの中で、地域循環型の地域経済と産業を振興していくことは地域を守る上で大事な取り組みです。</p> <p>以上の主旨から、貴議会において「地産地消自治体宣言」を行うことを決議し、生産者と消費者の交流・相互理解、地域生産物の利用・提供の拡大を推進していただけるようお願いいたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>地域産業と地域経済の活性化を図るため、貴自治体において地産地消宣言を行い、その推進を図ること。</p>
---	--

平成18年第7回12月みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人及び紹介議員	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情 第 11 号	高校再編整備計画に伴う 沼田高校、沼田女子高校 の存続について	沼田市西原新町1510 県立沼田高校同窓会長 林 武夫 ほか1名	平成18. 11. 6
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>群馬県教育委員会は、平成17年3月24日上毛新聞紙上、「高校再編整備計画に伴って、平成21年度から、沼高・沼女を廃校にし、一学年8学級320人、全校960人の新しい高校を設置する」という計画を発表しました。</p> <p>その理由として、「中学卒業生の減少による学級減対策として、両校を統合し、一学年8学級の大規模校を作れば、教育課程も弾力的に編成でき、部活動等の活性化も図ることができる。また、学区制が廃止されると進学希望者が都市部へ流出する恐れがあるので、大規模校を設置して、それを抑止する」としています。</p> <p>なお、「学校再編に伴って、男女共学を実施する」とも説明しています。</p> <p>沼高・沼女の廃校と新高校の設置には、その必然性、合理性、緊急性もありません。ぜひ、両校を廃校にすることなく、現状のまま存続させ、将来を担う子供たちが当分の間、落ち着いた環境の中で学習できるようにしていただきたいのです。</p> <p>沼高・沼女同窓会は、この計画に対して、反対決議を行い、さらに同窓会会員及び</p>		

地域の人たちの反対署名も集め、両校をぜひ存続させていただくよう強く求めます。
 よって、両校の存続につき、みなかみ町議会におかれましては、群馬県教育委員会
 に対して善処を要望していただきたく、陳情いたします。
【陳情事項】
 県立沼田高校・沼田女子高校の存続を群馬県教育委員会に要望して下さい。

番号	陳 情 件 名	陳 情 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	陳 情 趣 旨		付 託 委 員 会
陳 情 第 12 号	上区下悪戸地域への道路改良 のお願いについて	みなかみ町上津 3 2 9 上区区長 山田 邦夫 ほか 8 0 名	平成 1 8 . 1 2 . 4
			産 業 観 光 常 任 委 員 会
		高 橋 市 郎	
	【陳情趣旨】 上津上区塚原十字路より下悪戸への道路は、現在、群馬県企業局桃野発電所の管理用道路として使用されておりますが、地形の制約から勾配もきつく、日陰地であることから、特に冬期間の通行に支障を来しております。昨期の豪雪時は、車両での通行ができないため、徒歩での生活を余儀なくされました。 また、下悪戸の集落は二戸であり、周辺の耕地も 3 へクタール程度と少ないことから、道路整備等の事業導入もままならない状況であり、農地の荒廃も進んでおります。 このような現状の地域環境を向上させるためには、幹線となる道路整備が必要であると考えられますことから、桃野発電所の周辺対策として、地域住民が利用しやすい発電所の管理用道路整備を県当局にお願いしていただきたく、関係者の同意書を添えて陳情いたします。 【陳情事項】 上区下悪戸地域への道路改良をお願いします。		

議 長（傳田創司君） 以上朗読のとおり、所管の委員会に付託しますので報告いたします。

日程第 7 議案第 1 7 3 号 みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について

議 長（傳田創司君） 日程第 7、議案第 1 7 3 号、みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます
 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 議案第 173 号についてご説明申し上げます。

みなかみ町 3 地区の各農業委員会は、平成 19 年度より一つになりまして、新たにみなかみ町農業委員会として発足いたします。

このことにより、選挙による委員の定数は 45 人から 30 人となります。

選挙所管区域については、みなかみ町全域となります。

よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第 173 号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 農業委員会に関する法律による上限、同じ定数というのはあるのでしょうか、また同じ区域で選挙区を分けて農業委員を選出している町村があるかどうか伺います。

議 長 (傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長 (阿部行雄君) 農業委員会につきましては、一つの地区で二つという所はございます。

もちろん、一つの地区で一つという所もございます。そのように設定はできるということでもありますけれども、協議会等におきまして、19 年 3 月 31 日まで 3ヶ所ということで、4 月 1 日から 1ヶ所ということでございます。

議 長 (傳田創司君) 7 番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) もう一つ質問したのですが、法律による上限定数というのはあるのかどうかということなのですが。

議 長 (傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長 (阿部行雄君) 上限定数もございます。現在 30 名以内ということでさせて頂いたのですが、定数については、みなかみ町で何人という農用地面積等により定数が定められておりますが、一応みなかみ町の面積等においては 30 名が妥当だろうということでもあります。今までは月夜野地区 20 名、水上地区 15 名、新治地区 20 名という設定でこさせて頂きました。報酬等もそれぞれ各地域によってまちまちだったということですが、新しくなるところについては、月夜野等に統一していこうということでもあります。

議 長 (傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 173 号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 173 号、みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 173 号、みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8 議案第174号 みなかみ町山岳資料館条例の制定について

議長（傳田創司君） 日程第8、議案第174号、みなかみ町山岳資料館条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第174号についてご説明申し上げます。

本資料館の整備工事は、10月31日に完了し、現在資料の搬入や展示を行っているところであり、資料の展示が完了しましたら資料館としてオープンしたいと思います。

本条例では、設置の趣旨、名称及び位置・管理等について定めるもので、管理につきましては職員を置き、町直営の資料館とします。休館日は、水曜日とし、開館時間は午前9時から午後5時45分までとします。

資料館の運営につきましては、山岳関係者及び観光協会、商工会、地域の町民等に運営委員となって頂き、地域の魅力が発信できるように運営してまいりたいと考えております。

以上が概要であります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第174号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第174号、みなかみ町山岳資料館条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第174号、みなかみ町山岳資料館条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第175号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第9、議案第175号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第175号についてご説明申し上げます。

群馬県信用保証協会では、中小企業庁の指導により、保証付き融資に係る連帯保証人に

ついて、平成18年4月1日より、法人代表者以外は徴求しないこととなりました。

こうしたことから、群馬県においては8月に制度改正が行われましたので、県と協調する町の小口資金融資促進条例におきましても、一部改正をお願いするものでございます。

この改正は、保証人として、特に経営に関与していない者に負担を課すことは好ましくないとする社会的要請に基づき、「原則法人代表者以外の保証人を不要とする」ものでございます。よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第175号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第175号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第175号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第175号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第176号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第10、議案第176号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第176号についてご説明申し上げます。

昨年の町村合併に伴い、上水道会計も統合し事業を行っておりますが、料金格差、必要経費の増加等により経営が悪化し、累積欠損を抱える状況に陥っております。

このような現状を乗り切り安定した事業を図るため、水道料金の改定について、水道料金審議会を設置し、審議会の答申を受けて、旧水上町区域の水道料金を平成19年4月分として徴収する料金から1㎡当たり55円を75円に改正するものであります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第176号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） これについては11月24日と29日ですか、全員協議会の中で初めて値上げの問題がいわゆる審議会で答申が出されたということで報告がされたわけですが、こ

の時に、1㎡当たりの超過料金について55円を、特に水上地区だけですが、55円を3年がかりで倍の110円にするということが出ましたが、その際、基本料金については何ら触れられていなかったのですが、資料等にも記載されていなかったのですが、それは基本料金が、これを見ますと13ミリでもって、200円アップ、それから100ミリが2,000円アップということになっておりますけれども、これについて先だつての全協の中で報告されなかった理由は何かあったのか、分かっている報告しなかったのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長(傳田創司君) 上下水道課長青山実君。

(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長(青山 実君) 全員協議会でご説明したときには、この資料はお示し致しませんでした。説明の中で55円が75円になるということで、それに平行して、この表が変わるという説明をしていると思っております。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) では、私が聞きそびれたのかと思っておりますが、やはりこういうことは予め議員に分かるように明示しておいて頂きたいと思うわけですが、この点については全員協議会の中でも、そういう異論が出た経緯がありました。

それは兎も角、もう一点質問したいのは、合併後一年足らずで、この問題について立ち入ってきたわけですが、合併した場合に他町村の例で、従前の簡易水道や、それぞれの源水を有している集落などで、別々に料金が設定されたまま移行されているケースというのは、県内にも全国的にもあろうかと思っておりますが、そういう実態について調査したことはあるのかどうか、あるとすればその具体的な町村名が分かれば教えてもらいたいと思うのですがいかがでしょうか。

議長(傳田創司君) 上下水道課長青山実君。

(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長(青山 実君) 調査はいたしました。今ここに具体的な町名の資料を持参しておりませんのでお答えできませんが、そういう地域も確かにございます。

ただ、全員協議会でもご説明いたしましたように、水道審議会の方でそういう提案もさせて頂きましたが、やはり一つの町になったということで、統一した方が良いのではないかとこの答申を得ております。

議長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第176号の質疑を終結いたします。

お諮り致します。

議案第176号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第176号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

- 日程第11 議案第177号 みなかみ町財政調整基金条例の一部を改正する条例について**
議案第178号 みなかみ町自家用有償バス事業基金条例の一部を改正する条例について
議案第179号 みなかみ町温泉事業基金条例の一部を改正する条例について
議案第180号 みなかみ町営スキー場事業基金条例の一部を改正する条例について

議長(傳田創司君) 日程第11、議案第177号、みなかみ町財政調整基金条例の一部を改正する条例についてから、議案第180号、みなかみ町営スキー場事業基金条例の一部を改正する条例についてまでは関連する議題でありますので以上4件を一括議題といたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第177号、みなかみ町財政調整基金条例の一部を改正する条例から、議案第180号、みなかみ町営スキー場事業基金条例の一部を改正する条例についてまで、一括してご説明申し上げます。

財政調整基金の積立については、地方財政法第7条の規定により、決算上、剰余金が生じた場合には、2分の1以上の額を積み立てることとなっております。

しかしながら、既設の財政調整基金条例では、500万円となっているものを、一般会計予算で定める額と、決算において生じた剰余金の全部又は一部の額と改正するものであります。

みなかみ町自家用有償バス事業基金条例の一部改正する条例は、第1条中に「自家用有償」が抜けていたため加えることと、一般会計と同様に、「剰余金の全部又は一部をもってこれに充てる」と改正するものであります。

温泉事業基金条例及び町営スキー場事業基金条例につきましても、同様に剰余金の部分について一部改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第177号、みなかみ町財政調整基金条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第177号の質疑を終結いたします。

次に議案第178号、みなかみ町自家用有償バス事業基金条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第178号の質疑を終結いたします。

次に議案第179号、みなかみ町温泉事業基金条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第179号の質疑を終結いたします。

次に議案第 180 号、みなかみ町営スキー場事業基金条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 180 号の質疑を終結いたします。

議長(傳田創司君) この際休憩いたします。11時10分より再開いたします。
(11時03分 休憩)

(11時14分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長(傳田創司君) これより討論に入ります。

まず、議案第 177 号、みなかみ町財政調整基金条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 177 号の討論を終結いたします。

議案第 177 号、みなかみ町財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 177 号、みなかみ町財政調整基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより、議案第 178 号、みなかみ町自家用有償バス事業基金条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 178 号の討論を終結いたします。

議案第 178 号、みなかみ町自家用有償バス事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 178 号、みなかみ町自家用有償バス事業基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより、議案第 179 号、みなかみ町温泉事業基金条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 179 号の討論を終結いたします。

議案第 179 号、みなかみ町温泉事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 179 号、みなかみ町温泉事業基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第 180 号、みなかみ町営スキー場事業基金条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 180 号の討論を終結いたします。

議案第 180 号、みなかみ町営スキー場事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 180 号、みなかみ町営スキー場事業基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 181 号 土地の取得について

議 長(傳田創司君) 日程第 12、議案第 181 号、土地の取得についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第 181 号について、ご説明申し上げます。

この土地は平成 5 年から 6 年にかけて土地開発公社で代行用地として取得してあったものを、地域活性化事業債の採択を受けまして、平成 16 年度から 3 ヶ年事業で町が買い戻しを行っているものであります。

計画では、総面積 45,754 m²のうち、県指定用地を含めた 38,522 m²の買い戻しを行う予定であり、最終年であります本年度におきましては、6,092 m²、価格 52,292,930 円で購入したいとするものであります。

地方自治法の規定及びみなかみ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第181号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) 前のことはちょっと分かりかねるのですが、これは土地開発公社が現在所有している土地で、この土地を取得した経過もあろうかと思うのですが、価格が適正なのかどうかというのは、私も分かりかねるので、どういう方法で価格を設定しているのか、そして、これを見ると坪当たり2万8千某かぐらいになるかと思うのですが、土地開発公社がもともと取得していたわけではないと思いますし、その前の段階で坪単価どのくらいで取得していたのか、その点が分かたらお知らせ願いたいと思うのですが。

議長(傳田創司君) 生涯学習課長宮下達男君。

(生涯学習課長 宮下達男君登壇)

生涯学習課長(宮下達男君) 土地の購入につきましては、旧月夜野町が平成5年から6年にかけて取得したものでございます。土地の価格については、当時の価格でありますので、平米については、それぞれ山林や畑などの地目により、価格が異なりますが当時評価した中での購入でございます。

平成5年から6年、約10年前に土地開発公社が町の代行用地の取得の申請に基づいて先行取得をしてあったものを今回この事業で町が買い戻しをするという事業であります。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) 価格を聞いたのですが、当時と言ってもバブルがはじけた後の頃ですから、現在の価格等見た場合にそう違いはなかりかと思うのですが、そういう点でこの価格は適正なのかどうかということで先行取得した時の価格を知りたいと思ったわけです。

議長(傳田創司君) 生涯学習課長宮下達男君。

(生涯学習課長 宮下達男君登壇)

生涯学習課長(宮下達男君) 土地の価格は平米当たり、いくらという価格は資料が手元にありませんが、それぞれ地目によって積算されたものがございます。今回の土地につきましては、雑種地、それから山林等がありますが、雑種地については地番ごとの計画で、金額でございますけれども、平米当たりの金額の資料が今手元にありませんので、よろしいでしょうか。

3,475番地においては、1,086㎡で価格が1,959万5,240円という設定であります。

山林においては、3,483番地1について、3,606㎡で価格が928万5,070円という価格であります。いずれにしても、土地購入については土地鑑定士を入れた中での購入であります。

8番(穂苺清一君) と言いますと、かなり高額な今回の取得になるわけですね、そうですね。

議長(傳田創司君) 生涯学習課長宮下達男君。

(生涯学習課長 宮下達男君登壇)

生涯学習課長(宮下達男君) 高額という基準が、当時の鑑定士を入れた中で、町が土地所有者と協議した中での価格の設定でありますので、その当時として高額であったのか、低額であったのかということは私には分かりかねますが。

8 番 (穂苺清一君) では現在の金額は、高額なのかというのを鑑定士が査定している金額なのかどうかという点も絡んでくると思うのですが、そういう点で聞いたわけなのです。

議長 (傳田創司君) 生涯学習課長宮下達男君。

(生涯学習課長 宮下達男君登壇)

生涯学習課長 (宮下達男君) 分かりました。現在の価格の算定ではございません。当時の価格で買ってあったものを取得しますから、当時の価格での買い戻しということになります。

議長 (傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 181 号の質疑を終結いたします。

これより議案第 181 号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8 番穂苺清一君。

(8 番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) ただ今、質疑で若干説明を求めたのですが、なかなか分かりにくい説明で非常に残念です。当然、当時査定する上で不動産鑑定士の評価を得た上での取引だということと言われましたが、現在 20 年も経っているのに、現在の評価も分からない、いわゆる査定もしないという状態の中で購入するやり方が良いのか、悪いのか、非常に疑問に思います。かなり当時から見ると高額になっているのではないかと思いますし、5、200 万ですから、そういう点で高額な価格のように思えてならないということです。

議長 (傳田創司君) 8 番穂苺清一君に申し上げます。

ただ今の発言は、討論の範囲を超えておりますので注意いたします。

8 番 (穂苺清一君) したがって、こういう土地を取得することについては、私は疑問を持っておりますし、賛成するわけにはいきません、以上。

議長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 181 号の討論を終結いたします。

議案第 181 号、土地の取得についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第 181 号、土地の取得については可決されました。

日程第 13 議案第 182 号 平成 18 年度みなかみ町立(仮称)新治小学校体育館棟新築工事 請負契約の締結について

議長 (傳田創司君) 日程第 13、議案第 182 号、平成 18 年度みなかみ町立(仮称)新治小学校体育館棟新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長 (傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第182号についてご説明申し上げます。

新治統合小学校建設計画に基づき事業を進め、現在、校舎建設工事を行っております。

今回の体育館棟新築工事は継続事業で次年度計画でありましたが、文科省より前倒し事業として認可され、今年度着工が可能となりました。体育館棟新築工事に着工いたしたく、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

体育館建築面積は、1,049.89㎡で、延べ床面積902.93㎡、鉄筋コンクリートによる屋内運動場であります。

児童生徒の体力づくりや集団活動の施設として整え、屋内スポーツが体験でき、また地域にも開放する体育館として建設をするものであります。

過日の指名競争入札の結果、2億3,415万円で、沼田・杉木・泉経常建設共同企業が落札いたしました。

請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第182号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) この契約の落札率が何%だったのか教えてください。

議長(傳田創司君) 質疑者、もう一度言って頂けますか。

9番(島崎栄一君) 落札率。よく最近の新聞なんか見てますと、談合が無くなって落札率が56%になったとか、60%になったとか、そういう話が出てますよね。つまり予定価格と実際の契約になった金額のパーセンテージ、それが落札率ということで報道されています。その何%だったかというのを知りたいという質問です。

議長(傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

(助役 腰越孝夫君登壇)

助役(腰越孝夫君) 落札率については、ただ今議員が仰るように予定価格に関わることであります。当町は、予定価格を公表しておりませんので、したがって、落札率は出せませんが申し上げることはできません。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 指名競争入札とですね、予定価格を公表しないということですね、発注者側の指示性が非常に高まりまして、談合の温床だということで日経新聞にも出てましたけど、落札率も分からないっていうのはですね、非常に困るっていうんですか、こういうふうな不透明な契約ではですね、談合の温床にもなりかねないので、ぜひ公表して下さい。何で公表しないのか。

議長(傳田創司君) 財政課長木村一夫君。

(財政課長 木村一夫君登壇)

財政課長(木村一夫君) 現在、私どもの町の規定では予定価格を公表しないということになっておりますが、その理由は、予定価格を予め公表した場合、有利な基準を相手方に与えるということになります。適正な入札を執行するために予定価格の秘密性は厳格に保たれるべきだと考えておりますが、最近、他の団体では事後の公表を取り入れている傾向にございま

す。町におきましても、今後の検討課題ということで勉強させていただきたいと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 確かに前向きな財政課長の答弁、結構かと思うのですが、定価と買い値というものが、物事にはあると思うのですが、大きな買い物するときどのくらい値切ったのかということ、常識的に誰もが知りたい感覚だと思うのです。

事前公表というのはなかなか問題を生じるということを理解ができるわけですが、予定価格は別問題として、設計価格というものがあると思うのです。

設計価格から予定価格を設定して落札価格という3段階の段階を踏んで、我々が2億数千万のものを買うわけですから設計価格というのが定価だと思うのですが、そのものに対して、どのくらい値引きをしてくれたのかなというものは誰もが知りたいことだと思うわけですが、今後の方針として、予定価格はいろいろ問題があるから別問題として、設計価格、一般的に言われることが「町も大変だからなかなか金がなくて実際仕事する人たちは大変だよ」という話を良く耳にします。

しかし、設計価格が出て、それから落札価格が出るならば、どのくらい値引きをしたのかということ、町が金がないと言ってもそれほど値引きをさせてるわけではないと私は理解をしているわけですが、その辺があるので今後の方針として、設計価格くらいは事後公表する意思はお持ちかどうかお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 今後検討させていただきます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 価格については今出ましたが、企業は指名競争入札ですから、何社参加しているのか。本当は企業名を教えて欲しいのですけれども。前回の校舎本体のときのメンバーと同じなのかどうか、その点も知りたいと思います。よろしくお願いします。

議 長(傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

(助役 腰越孝夫君登壇)

助 役(腰越孝夫君) 指名業者については前回と同じ業者で8社です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 指名業者が前回と同じで8社ということですが、それから校舎を建てる前に校舎取り壊し工事というのもあったと思うのですが、これについても同じと聞いているのですけれども、指名委員会で校舎の取り壊し、校舎の建築、体育館の建築という事件に対して、どのような検討をして結論が出たのか、その内容を聞かせていただければ有り難いと思います。

それから私は前回の一般質問で予定価格の公表をするように質問したのですが、予定価格や設計価格を議員も全然知らないということではおかしいと思います。町だけが知っていて他が知らないということでは、町の建築や予算を執行していく上で適正かどうかの判断が難しいということがありますので、ぜひ取り敢えず事後でも公表をしていただきたい、以上です。

議 長(傳田創司君) 質疑者原澤良輝君に申し上げます。ただ今の質疑は、質問と言うよりも要

望というように受け止められますが、質疑という立場で質問をして頂きたいと思います。

7 番 (原澤良輝君) 分かりました。それでは、今回の体育館入札に関して指名業者を決めた議論の経過をお願いします。

議長 (傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

(助役 腰越孝夫君登壇)

助役 (腰越孝夫君) 町の財務規則、特に契約関係の公告で、町は事業ランク、金額のランクによって、Aクラス、Bクラス、Cクラス等々、分けております。

その金額に基づいて適正な業者、その枠内に入っている業者から選定をしているということでありまして、その辺については、同じ業者、業者数に今回条件に当てはまる業者が特定されてしまいますので、自ずから同じ指名業者になったという経緯であります。

議長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第182号の質疑を終結いたします。

これより議案第182号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) 今、審議もされたところですが、これについては私は反対いたします。

新治地区の統合小学校建設については、すでに9月定例会においても、校舎新築工事の指名入札が行われ、8億5千万円で市内の沼田土建、それから新治地区の杉木土建、水上地区の泉土建の3社で作った共同企業体によって落札されて、請負契約が議決されてはおります。

今回は同じ場所での体育館ですけれども、指名競争入札が12月8日に行われて落札した業者が、またも今述べました3社で構成されているジョイントベンチャーであり、競争入札に参加した業者も全く同じ8社だということも、今助役の答弁で明らかになりました。

今現在、多くの自治体では、建設予定価格を事前に公表したり、あるいは誰もが参加できる一般競争入札が実施されているところです。

そういう点で、残念ながら全国でいろいろ発覚している建設に関する談合事件を未然に防ぐためにも、改善策がいろいろと求められるのではないかと思います。

したがって、現在の不透明な入札制度に基づいてやられている、競争入札の結果の請負契約については認めるわけにはいきません。

9月の時にも述べましたが、この統合小学校の建設については、過半数の住民が反対しているという中であつたにもかかわらず、新治地区の統合小学校建設を強引に進めた、そういう経緯もありますから、そういう点でも反対理由としておきます。以上です。

議長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

10番高橋市郎君。

(10番 高橋市郎君登壇)

10 番 (高橋市郎君) 議案第182号、平成18年度みなかみ町立(仮称)新治小学校体育館棟新築工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

先程、提案理由にありましたように、一年前倒して発注できるということは子供達にとって、非常に不便を強いる期間が短くなるということを考慮した中での良い結果だと理解できるものであります。

よって、早急に安全対策を講じる中で、早急に完成できることを望みまして賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。
2 番阿部賢一君。

（2 番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 議案第 182 号、平成 18 年度みなかみ町立（仮称）新治小学校体育館棟新築工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

本案は、1 月 28 日に指名競争入札が財務規則に沿って適正に執行されたものであり、何ら問題はありません。

21 世紀を担う子供達一人ひとりに確かな学力と他人を思いやる豊かな人間性、そして健康な体を身につけてやらなければなりません。このような資質や能力を育むための教育施設であります。

よって、本工事が予定どおり、無事完了することを願い、本案に賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。
3 番林一彦君。

（3 番 林 一彦君登壇）

3 番（林 一彦君） 議案第 182 号、平成 18 年度みなかみ町立（仮称）新治小学校体育館棟新築工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

新治地区の統合小学校につきましては、現在体育館が解体され、校舎の建設中であり、来年度には工事が完了し、平成 20 年 4 月の開校を迎えることとなっております。

町の発表や現地説明会などを通して、保護者はもとより、地域の人々は児童の教育環境の充実を喜ぶとともに、住民の文化活動や体力増進、また町づくりの開かれた拠り所としての交流施設、「地域と学校が一体化したコミュニティ」の完成に大いに期待を寄せているところであります。

このことを熟慮していただきまして、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 182 号の討論を終結いたします。

議案第 182 号、平成 18 年度みなかみ町立（仮称）新治小学校体育館棟新築工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第 182 号、平成 18 年度みなかみ町立（仮称）新治小学校体育館棟新築工事請負契約の締結については、可決されました。

日程第 14 議案第 183 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について

議長（傳田創司君） 日程第 14、議案第 183 号、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第183号について、ご説明申し上げます。

今回の医療制度改革の目的は、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものにしていくための重要な改革であります。

国の試算では現行のままの医療制度で移行していきますと、平成18年度で28兆円の医療給付費が、平成37年度では56兆円まで膨らむとまでの推計であります。

今回の医療制度改革による財政効果では、7兆円減の49兆円に抑えることができるといふ予想が出ております。

この医療制度改革の一つに75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が含まれており、これは昭和58年に発足した老人保健制度に替わるもので、この新制度の意義としましては、広域連合が運営主体となり保険料の決定と給付を行う財政運営責任の明確化や高齢者の保険料を支えている現役世代の負担の明確化が図られるわけでありまして、

健康保険法等の一部改正する法律第36条においては、高齢者医療確保法の施行の準備のため、平成18年度末日までに各都道府県の区域ごとに総ての市町村が加入する広域連合を設立することになっております。

この事務的な手続きとして、地方自治法の規定により、県内全市町村の議会において広域連合規約案のご議決をいただき、県知事に対して、広域連合設置許可申請を行うものであります。以上が概要であります。よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明といたします。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第183号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第183号の質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第183号、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって議案第183号、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(傳田創司君) この際休憩いたします。13時05分より再開いたします。

(11時56分 休憩)

(13時05分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

のであります。

財産収入978万9千円の減額は、使用料と同様に指定管理に伴う減額であります。

繰入金1億9,557万1千円の減額は、交付税増額分を減債基金・地域福祉基金・教育環境整備基金を減額しました。

諸収入1,848万6千円の減額は、介護予防サービス計画作成費などの減額であります。町債1,710万円の増額は、各建設事業の変更による増減と、臨時財政対策債の増額によるものであります。

歳出は、1款議会費は、職員人件費で667万円の減額は、職員数の減少によるものであります。

2款総務費一般管理費で1,989万円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の更正と、当初予算に計上されなかった共済組合追加費用と、例規集の追録作成委託料であります。各款につきましても人件費関連は同様の理由によりますので、以下、人件費の説明は省略させていただきます。

6目企画費では、水上地区の路線バス、宝川入口線の粟沢から宝川入口までの利用者の利便を図るために、延長運行に対する関越交通株式会社への補助金110万円の増額補正であります。

4月8日投票日の群馬県議会議員選挙費は、期日前及び不在者投票システムの購入費等で228万5千円の補正であります。町議会議員選挙費は、精算による386万2千円の減額であります。

3款民生費老人福祉費では、老人福祉総務費で平成17年度在宅福祉事業の給食サービスなどの未達成分の国庫負担金返還金276万7千円の増額と利用者減少による、紙おむつ等支給事業委託料354万9千円の減額などであります。

障害者福祉費は、重度身体障害者サービス事業120万円の増額補正は、地域支援事業の町委託事業から、障害者自立支援法の介護給付支給対象事業と変更に伴うものであります。

介護保険費では、353万3千円の増額補正は、介護給付費へのルール分の繰出金であります。包括支援センター費1,729万3千円の減額補正は、介護予防サービス計画作成委託の利用者の減少によるものであります。後期高齢者医療費76万4千円の増額補正は、群馬県後期高齢者医療広域連合設立準備会への負担金であります。児童福祉総務費では、扶助費の児童手当で2,441万円の増額補正であります。これは法改正に伴い、今まで小学校3年生までの支給対象が、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大されたことによるものであります。保育園費では、にいほる保育園の旧園舎解体工事費等で1,550万7千円の増額補正であります。

4款衛生費の予防費では、各種検診が終了し、残額580万円を減額するものであります。

アメニティパーク管理費は、残さ処分委託料と燃料費で391万5千円の増額補正であります。

6款農林水産業費の中山間地域等直接支払事業費で106万8千円の増額は、対象農地の拡大によるものであります。田園自然環境保全整備費590万円の減額は、鳥獣害防止電気柵設置工事費等で、実施予定者が施行を断念したことによるものであります。

小規模土地改良費は、川上、蟹原地区かんがい排水路工事の変更による減額と、有害鳥獣対策用電気柵の原材料費の減額等で1,882万6千円の減額であります。田園空間整

備事業で1, 024万6千円の減額は、補助金枠の減少によるものであります。

元気な地域づくり交付金事業費は、入須川地区工事費を529万3千円減額し、公有財産購入費と補償費を、それぞれ109万円と385万6千円増額するものであります。

林業振興費は、有害鳥獣対策費用に伴う費用等で90万5千円の増額補正であります。

7款商工費観光総務費は、施設指定管理料の補正で、真沢の森ほか月夜野振興公社管理施設へ560万円の増額、水の故郷管理施設を183万4千円減額、相俣ダム周辺レクリエーション施設等へ96万円の増額で、総額474万9千円の増額補正であります。

観光振興費では、展示用ショーケースの購入費143万3千円と、月夜野・水上・新治地区の観光協会が、来年度より合併し法人化されることに伴う設立準備委員会への補助金300万円の補正であります。新観光協会におきましては、自主自立の精神により、観光産業の復活に寄与し、観光振興に大いなる活躍を期待するものであります。

観光施設費では、猿ヶ京園地解体工事費116万円の増額補正と、指定管理に伴い各施設の経費を半年分で7, 915万4千円の減額補正であります。

8款土木費道路橋梁費は財源振替であります。用悪水路費の200万円の減額は、上牧^{どうぎ}地区の排水路整備工事の一部を県が施工したための減額であります。

除雪費は、除雪機運転手の賃金の組み替えと、工事費で215万の補正は、大穴地区の歩道専用跨線橋に融雪マット施工と町道永井線無散水消雪付帯工事であります。

都市整備費まちづくり交付金事業は、予算の組み替えと財源変更であります。

10款教育費の事務局費は、教育施設のアスベスト再調査費として150万円と、スクールバス車検費用として200万円の増額補正であります。

小学校総務費は、北小学校他3校の体育館の耐震診断委託料227万7千円と、新治小学校追加工事として体育館建設工事費1億2, 092万8千円であります。これは国庫補助金が前倒しで今年度交付されたことによるものであります。関連して、第2表、継続費の補正をさせていただきました。

中学校総務費は、藤原中学校他2校の耐震診断調査委託料190万1千円減額し、工事費の250万円の増額は、月夜野中学校防球ネット工事であります。これは、サッカーボールが、校庭に隣接する民家に飛び込むのを防ぐために設置するものであります。

保健体育費では、月夜野総合体育館改修及び駐車場工事費1億2, 579万円の減額であります。これは今年度に耐震診断を行い、改修方法を検討し、次年度以降に改修工事を実施しようとするものであります。

11款災害復旧費土木施設災害復旧費959万4千円の減額は、査定により認められなかった路線分であります。

13款諸支出金土地取得費は、水上地区の旧国鉄生産事業団から取得した用地を、土地開発公社から410万4千円で購入するものであります。関連して、開発公社費を同額減額するものであります。これは、公社の借入金を低金利に借り換えたことから生じた差額であります。以上が一般会計補正予算の概略の説明であります。

次に**議案第185号**について、ご説明申し上げます。

歳出予算の補正であります。半年分の執行状況から年間予算の必要額を推計したもので、補正内容は、保険給付費の出産育児一時金と葬祭費を合わせた306万円を減額し、保健事業費の人間ドック検診費助成と諸支出金の一般被保険者保険税還付金を合わせた306万円を増額する予算の組み替えであります。以上が概要であります。

次に**議案第186号**について、ご説明申し上げます。

まず歳出であります。諸支出金の償還金については、平成17年度分事業費の確定による、国庫補助金と県負担金の超過交付分の返還であり、予備費については予算充用を行った分についての増額補正であります。歳入におきましては、繰越金を充当し、歳入歳出それぞれ120万3千円を増額し、歳入歳出それぞれ26億617万5千円とするものであります。

次に**議案第187号**について、ご説明申し上げます。

はじめに、本補正予算は平成18年度みなかみ町介護保険特別会計の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,841万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,329万円とするものであります。

歳入歳出の補正内容について、申し上げます。歳入の補正内容は、保険料66万3千円の減額、国庫支出金773万3千円の増額、支払基金交付金876万2千円の増額、県支出金353万3千円の増額、繰入金904万5千円の増額であります。

歳出の補正内容は、保険給付費3,176万円の増額、地域支援事業費349万5千円の減額、財政安定化基金拠出金14万5千円の増額、諸支出金2万6千円の増額、予備費2万6千円の減額となっております。

次に歳入歳出の主な補正理由について、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入の主な補正理由としましては、1款保険料につきましては、障害年金および遺族年金受給者の保険料徴収方法であります。従来の普通徴収から特別徴収に移行したことによる特別徴収保険料の増額と普通徴収保険料の減額補正であります。

また、総体的な保険料の減額につきましては、税制改正に伴う所得段階変更者の保険料軽減措置を行ったことによる減額補正であります。

3款国庫支出金から8款繰入金につきましては、歳出側での保険給付費の増額に伴う支出金、交付金および繰入金の増額補正であります。

次に、歳出の主な補正理由であります。2款1項介護サービス等諸費につきましては、制度改正に伴う要支援者の給付費が、一時的に介護サービス等諸費による支出となったことにより増額となったものであります。一方、2款2項の介護予防サービス等諸費につきましては、同じ理由により減額補正となったものであります。2款4項の高額介護サービス等費につきましては、制度改正により申請主義から給付体制に変更になったことから給付費が大幅な増加をみたことによる増額補正であります。2款5項の特定入所者介護サービス等費につきましては、給付が計画より減少すると見込まれることによる減額補正であります。

3款1項介護予防事業費につきましては、特定高齢者の把握が集団検診により確定されることから、年度当初からの予防事業の実施が図れなかったことによる各予防事業の減額補正であります。以上が187号についての概要であります。

次に**議案第188号**について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既決の予算に歳入歳出それぞれ581万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,610万8千円とするものであります。

まず歳出から主なものを申し上げます。1款簡易水道費105万円は、職員の共済組合負担金の増額であります。2款施設費776万円は、入須川地内の道路改良工事に伴う水道管移設工事と塩原地内水圧安定保持工事の増額であります。4款予備費減額300万円は、2款施設費の工事費に充てるための減額であります。歳入につきましては、9款諸収入581万円は、水道管移設補償のための増額であります。以上が概要であります。

次に、**議案第189号**について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既決の予算に歳入歳出それぞれ2,121万7千円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,978万1千円とするものであります。

まず歳出の主なものを申し上げます。11款総務費1目一般管理費の増額1,349万2千円は、職員人件費及び消費税の納付であります。公共下水道費1目建設事業費の増額380万円は、工事請負費及び支障電柱移設補償費であります。公共下水道費2目維持管理費の増額392万5千円は、ポンプ場の修繕費であります。

歳入につきましては、9款町債で2,440万円の増額であります。

次に**議案第190号**について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既決予算の収益的収支では、支出を1,364万円減額し、総額2億8,418万4千円に、収入を1,459万4千円減額し、総額2億6,817万4千円に、資本的収支では、支出を121万5千円減額し、総額1億4,695万8千円とするものであります。

まず、収益的支出の主なものを申し上げますと、上水道事業では、原水及び浄水費で上の平浄水場屋根及び上組・後閑第2浄水場残留塩素計修繕、動力料の増額であります。

配水及び給水費では、交換年数変更による量水器交換修繕費の減額であります。

総係費では、統合認可設計委託料の減額、減価償却費では、償却費用の精査による減額であります。

簡易水道事業費では、変更認可委託料の減額、減価償却費は精査による減額であります。また、営業外費用では、藤原簡易水道分の企業債利息の減額であります。

収益的収入では、水道使用料の減額、藤原簡易水道剰余金の減額であります。資本的支出では、簡易水道事業で藤原簡易水道の企業債償還金の減額であります。以上が概要であります。

次に**議案第191号**について、ご説明申し上げます。

現在法師線で運行されているバスにつきましては、平成10年度に取得し、走行キロ数は27万kmであります。塩カルによる車体の腐食が著しく、特にシャーシーの痛みがひどいため修理する場合は多額な費用がかかってまいります。このため、現有車を廃車し、新たに中古車を購入したく予算補正を行うものであります。

歳入はバス購入県補助金80万円、17年度からの繰越金40万円の他、基金から398万円繰り入れるものであります。歳出は備品購入費500万円の他、購入に関わる諸経費であります。以上が概要であります。

最後に**議案第192号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ66万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を5千619万1千円とするものであります。

歳出では、人事異動による職員人件費66万5千円を増額し、歳入では基金繰入金を66万5千円増額するものであります。

以上が各議案の概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑は簡明に願います。

まず、議案第184号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 補正予算における歳入の方で農村交流公園の使用料、建物の貸付料、猿ヶ京温泉交流公園の使用料と同じく建物貸付料の算出基準、減額されているのですが、あったら教えて欲しいということと、歳出における猿ヶ京温泉交流公園費と農村交流公園費の支出基準、それもお願いしたい、それから同じと思いますけれども、ふれあい交流館費と、指定管理料の観光総務費指定管理料などの基準というものはあるのか、それともこれが指定管理制度の施行に伴うと説明を受けたのですが、このメリットというものは総額でどのくらい想定しているのか、お願いしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 観光商工課長阿部一司君。

(観光商工課長 阿部一司君登壇)

観光商工課長 (阿部一司君) まず、歳入の方であります、農村交流公園と猿ヶ京温泉交流公園の使用料ということですが、今回補正でお願いしておりますのは、指定管理者制度になりましたためにそれぞれの使用料が入ってこないということから、まず歳入の方については減額の補正をお願いいたしました。

それから歳出の方であります、やはり指定管理者に伴いまして、今まで町の方で負担をしていました諸々のものがあるわけですが、それらを指定管理者の方で払って頂くということから減額をさせて頂いたわけでございます。

ふれあい交流館も、今回の補正については全く同じでございます。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) あと観光総務費のところは指定管理料というので特別に上がっていると思うのですが、これはどういう想定なのでしょう。

議 長 (傳田創司君) 観光商工課長阿部一司君。

(観光商工課長 阿部一司君登壇)

観光商工課長 (阿部一司君) 今回指定管理料が、指定管理者との協定の上で決まったわけですが、今まで金額が決まっていませんでした。指定管理者とは協議は進めておりましたけれども、決まっておらなかったもので、その分を補正させて頂いたということです。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) そうすると今回は9月からということで半期ということですが、来年度予算ということはこのベースで大体一年間いくというふうに想定してよろしいんですか。

議 長 (傳田創司君) 観光商工課長阿部一司君。

(観光商工課長 阿部一司君登壇)

観光商工課長 (阿部一司君) 今回は概ね半年ですね、半年ですから来年のことを考えれば倍かというお話になるかもしれませんが、それは経営状況、あるいは、まださらに協議を進める必要がありますので必ずしもこの倍と言うことではないと思っております。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9 番 (島崎栄一君) まんてん星、それから遊神館等ですね、そういう温泉施設の指定管理者制度ということで、今回予算載ってるんですけども、今までは使用料が町に入ってくるお金であったと、それなんで町の方で割引券を作ってですね、無料券を作って、町民に配っても町に入る使用料が減るだけなんで、町で勝手に決められたとは思いませんよ。ですけども、今度は、お風呂に入るときのお金が今度指定管理者が経営するためのね、お金になると思いますんで町の方で勝手に割り引きというのは出来ないのかなと思うんですけども、

今年度やった無料券ですね、無料券についてこれは今後どうなるのか、指定管理者制度に伴ってなくなるのか、それとも継続するのか、その辺どのようなことになってるのか教えてもらいたいんですけども。

議 長(傳田創司君) 財政課長木村一夫君。

(財政課長 木村一夫君登壇)

財政課長(木村一夫君) 当然、指定管理者制度になりまして、現状でも各温泉施設では入湯税を50円を頂いて無料券を利用されている方が随分いらっしゃいます。非常に経営圧迫という話も伺っておりますけれども、住民福祉といった観点から今年度導入した経緯もございますので、19年度につきましては方策を検討させていただきましてどのような方法で行えるのか、また止めるのか、検討させていただきたいと思っております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) そうすると、19年度については各世帯の無料券とかですね、そういうのはまだ分からない、検討中だということで、継続するか、それとも無くなるか、その辺はまだこれから決めるということなんですか。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 19年度予算編成の時までに決定したいと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番(森下直君) 教育費の体育施設費の関係で、私が若干町長の説明を聞き落とした点もあるかと思うのですが、月夜野総合体育館の管理費1億2,579万円の関係についてですが、これを延ばした場合、この施設がまだ保つのかどうか、またあるいはその場合には来年度には確実にやれるのかどうか、ここら辺のところを聞き落としましたのでお聞かせ下さい。

議 長(傳田創司君) 生涯学習課長宮下達男君。

(生涯学習課長 宮下達男君登壇)

生涯学習課長(宮下達男君) 先程提案理由にありましたように、今回の総合体育館の改修につきましては耐震診断をして、どのような耐震の改修が必要なのかというところを見極めながら次年度以降に改修事業を行っていきたいということです。したがって、今年度の耐震診断を見た中で次年度以降できるだけ早い時期に改修ができればと願っているわけですが、それは来年度必ずやるということではなくて、今年度の診断結果を見極めた中でいろいろと検討していきたいと考えております。以上です。

議 長(傳田創司君) 17番森下直君。

17番(森下直君) それでは建物自体はまだ耐震問題だけであって、建物自体についてはまだ保つということなのですか。

議 長(傳田創司君) 生涯学習課長宮下達男君。

(生涯学習課長 宮下達男君登壇)

生涯学習課長(宮下達男君) 建物自体は保つ、保たないは地震の関係で分かりませんが、当面現状の中で、際だって大きな災害がなければ大丈夫だろうという判断はしております。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) ただ今のご質問ですが、当初は雨漏り等が激しいということで、何とか18年度中に対策を取りたいということで予算化した経緯があるわけなのですが、先

程提案理由でも述べましたように耐震という問題が出てきまして、そうなりますとやはり今年度応急的な対策を取っても意味がありませんので、今回はしないで次年度に送ろうという基本的な考え方です。あの施設は私もまだ保つのではないかというふうに思いますし、また 3 地区の中にありますには中心的な体育施設になりますから、耐震診断をして、その結果を見て特例債等を活用しながら、しっかりとした体育館に整備をしていきたいと思っていますところでもあります。

議 長 (傳田創司君) 17 番森下直君。

17 番 (森下 直君) ぜひできる限り、総合的な基点の場所であり、利用者が多いということで、早急に実現できるよう要望させて頂きたいと思います。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番 (穂苅清一君) 町長の説明が非常に早いものですからね、なかなか何処の部分を行っているのかというのが、我々誰もそうだと思うんですけども、聞き流してしまうような傾向もあるんで非常に残念だなというふうに思っています。

それでまず町税の関係で町民税の法人の現年度課税分が 200 万円増収になってますけども、これは特別に景気がどうのこうのっていうことではないわけなんですから、そういう見込みが今回なぜされたのかということと、地方交付税は特例の交付金がありますね。これが減額されているわけですが、2,050 万円ですか、これについても何故減額されたか、それを伺いたいと思います。

それから諸収入の関係で介護予防サービスの計画の作成費というものが 2,700 万円ほど減収になってますけども、承知のように介護保険の絡みで障害者の自立支援法等の自己負担が増えるような結果もいろいろ出てきておりますから、そういう関係もあって、予防サービスの関係の業務が減少されてきているのかなとも思うんですけども、その内容について若干説明願えればと思います。

それからもう一点が総務管理費の中の総務費で滞納整理室保管設定委託料ということで 6,300 円出てますが、これは合わせて 12 万 6 千円がこの委託業務だと思うのですが、この内容というのは具体的にどういうものか、教えていただきけたらと思います。まずそこです、お願いします。

議 長 (傳田創司君) 財政課長木村一夫君。

(財政課長 木村一夫君登壇)

財政課長 (木村一夫君) 始めに、法人町民税の増額補正 2 千万円ではありますが、一部企業非常に功績がよろしいということで、法人町民税が一部増収になっております。それを財源に充てさせていただいております。それから、9 款の地方特例交付金のマイナス 2,050 万円の補正であります。地方特例交付金と言いますが、平成 11 年から恒久減税と呼ばれます減税制度が入りました。それがご承知のとおり昨年からは一部カットされております。具体的に申し上げますと、奥さんなどの配偶者控除の上乗せ部分、この部分が無くなっておりまして、それが今までありましたから、国から来ていたのですけれども、それが無くなって、町の方に住民税として入ってきますので、この部分は減額をさせていただいたということでございます。

議 長 (傳田創司君) 保健福祉課長原澤和己君。

(保健福祉課長 原澤和己君登壇)

保健福祉課長 (原澤和己君) 介護予防サービスの計画作成費委託費の減額についてご説明いたしま

す。18年度4月から制度改正があり、これにより要介護認定の前制度の要介護1が新しい制度では、要介護1と要支援2に変更になる予定でございました。要支援の部分が要支援1となりますので、ケアプランの作成が必要となる予定でございました。

これによりケアマネジャーのいる居宅介護支援事業士に委託をする予定でありましたが、前制度の要支援が経過的要介護となりました。これによって、経過的要介護となったために更新時に段階的に認定をすればよろしいですということになりましたので、該当者が減員しております。更新時については個人にもよりますが、6ヶ月から2年間に更新されますのでその部分が減員と減額になった理由であります。

議長(傳田創司君) 総務課長 榎渕哲夫君。

(総務課長 榎渕哲夫君登壇)

総務課長(榎渕哲夫君) 総務費の関係については18ページ、情報制作費の中の委託料住民情報滞納整理室保管設定委託料ですが、滞納整理室ができてまして住民情報と滞納情報とをパソコン処理しております。その設定保管料ということであります。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第184号の質疑を終結いたします。

次に議案第185号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第185号の質疑を終結いたします。

次に議案第186号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第186号の質疑を終結いたします。

次に、議案第187号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 介護予防サービスの諸費ということで同じく1億1,600万ですか、それから1億4,800万、プラス・マイナスしているのですが、この変更による影響はどのくらいあるのかということと、特定入所介護予防サービスと同じく介護予防サービスが減額されていますが、これは障害者自立支援法に伴うものなのかということをお教えしたいと思います。

議長(傳田創司君) 保健福祉課長原澤和己君。

(保健福祉課長 原澤和己君登壇)

保健福祉課長(原澤和己君) まず、歳出の7ページ介護予防サービス諸費の関係については、居宅介護、また施設介護等の要介護の方のサービス等の給付費であります。これも18年4月から旧制度によりまして、要支援が介護サービスと諸費の該当になりましたために要支援が経過的要介護となりましたので、段階的に認定の更新時に要支援の1と2に移行をすることになりましたので、これによる増額であります。

保険給付費の介護予防サービス等諸費の関係については、これも要支援1と2の方に該当する訪問サービス、または通所サービスであります。介護予防サービス等諸費の給付減による補正であります。18年3月までの要支援者が4月以降、経過的要介護者となり

ましたので支出の科目や介護サービス等諸費に変更になったことによる大幅な減額であります。

つづきまして、8ページ特定入所者の介護サービス費については、要介護者の介護保険施設の居住費、または食費の部分であります。これによります特定入所者の介護サービス費の給付減によります補正でございます。

利用者個人に影響があるかということではありますが、居住費・食費については昨年10月からの新制度によることですので、今回の補正で利用者への直接的な負担はないと考えております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案187号の質疑を終結いたします。
次に、議案188号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第188号の質疑を終結いたします。
次に議案第189号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第189号の質疑を終結いたします。
次に議案第190号、平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第190号の質疑を終結いたします。
次に議案第191号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第191号の質疑を終結いたします。
次に議案第192号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第192号の質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、議案第184号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 議案第184号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について反対討論を行います。

最初に本補正予算の扱いについて、一言発言させていただきます。

本補正予算は、表紙を除いても66ページで構成されており、水道会計当初予算の34ページ、国民健康保険当初予算の20ページに比べても、倍以上のボリュームがあり、内

容もこれからの予算執行に当たって重要な内容であると考えます。したがって、常任委員会等に付託して、慎重審議が必要ではなかったかと考えます。

本補正予算には、核兵器廃絶平和町宣言に基づく日本非核宣言自治体協議会に加盟するなどの積極的な面があることは評価しますが、歳入における農村交流公園使用料、また建物の貸付料及び猿ヶ京温泉交流公園使用料、同建物貸付料の算出基準と徴収額、歳出における猿ヶ京温泉交流公園費、農村交流公園費の支出基準、ふれあい交流館費、観光総務費指定管理料などは、指定管理と言うことで、預けると言うことでプラスマイナスゼロなるようにする必要があり、基準を統一する必要があると考えます。

また、後期高齢者医療広域連合設立委員会負担金が計上されております。

後期高齢者医療広域連合は、国が法律で県単位に総ての市町村に加盟を義務づけて、脱退もできないという異例な組織になっております。

広域連合については、もともと「住民の声が届きにくい」という重大な問題があります。

しかし、この制度の最大の問題点は、「医療給付費が増えれば、保険料が自動的に上がる」というシステムになっていることです。これが受信を抑制して、高齢者の命と暮らしを守ることにも重大な影響をもたらすと考えます。

また、診療報酬も現役世代と別建てになって、高齢者の治療や入院の報酬を引き下げて、治療の質の切り下げにつながると、高齢者の治療については「保険料の値上げか」、「医療内容の切り下げか」という、どちらを取っても痛みを受けるしかない選択しかありません。

75歳以上の後期高齢者、すでに入院をされている方については、65歳から74歳も該当するとなっていますけれども、こういうのは、お年寄りいじめとしか言えないと思います。後期高齢者医療広域連合の設立は町民のためにならないことを申し上げて反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

15番河合行雄君。

（15番 河合幸雄君登壇）

15番（河合幸雄君） 議案第184号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について賛成の立場から討論いたします。

本補正予算は、主たるものが人事異動に伴う人件費の更正と、共済組合の追加費用の補正であります。その他としては、総務費で藤原地区住民の生活の足でもある路線バスの延長運行に伴う補正で、前年度に比較して50万円ほど減額が図られています。

民生費と商工費ではすでに使用されなくなった、いはいはる保育園旧園舎及び猿ヶ京園地を解体することにより、後年度の借地料を無くすことができます。

また、農林水産業費と土木費は事業の変更等に伴う補正であり、教育費では、新治統合小学校建設工事費の補正は一刻も早く安全かつ施設の整った学舎で学ばせたいという地元の熱意が関係機関に伝わり、補助金が前倒しで交付されたものと思います。

諸支出金では、公社の借入金を低金利に借り換えた差額によって生み出された費用で、月夜野総合体育館駐車場用地を購入するなど、行政側の努力が随所に見られるところです。

全般にわたり、必要不可欠な案件であると認め、本補正予算は可決すべきものとして賛成討論いたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第184号の討論を終結いたします。

議案第 1 8 4 号、平成 1 8 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 4 号）についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、**議案第 1 8 4 号**、平成 1 8 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 4 号）については、可決されました。

これより**議案第 1 8 5 号**、平成 1 8 年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 1 8 5 号の討論を終結いたします。

議案第 1 8 5 号、平成 1 8 年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 1 8 5 号**、平成 1 8 年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

これより**議案第 1 8 6 号**、平成 1 8 年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 1 8 6 号の討論を終結いたします。

議案第 1 8 6 号、平成 1 8 年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 1 8 6 号**、平成 1 8 年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

これより**議案第 1 8 7 号**、平成 1 8 年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 1 8 7 号の討論を終結いたします。

議案第 187号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 187号**、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

これより**議案第 188号**、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第188号の討論を終結いたします。

議案第 188号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 188号**、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

これより**議案第 189号**、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第189号の討論を終結いたします。

議案第 189号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 189号**、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

これより**議案第 190号**、平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第190号の討論を終結いたします。

議案第 190号、平成 18 年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 190号**、平成 18 年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

これより**議案第 191号**、平成 18 年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 191 号の討論を終結いたします。

議案第 191号、平成 18 年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 191号**、平成 18 年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

これより**議案第 192号**、平成 18 年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 192 号の討論を終結いたします。

議案第 192号、平成 18 年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 192号**、平成 18 年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 20 発議第 9 号 山岳資料館建設の調査に関する決議について

議 長（傳田創司君） 日程第 20、発議第 9 号、山岳資料館建設の調査に関する決議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者穂苺清一議員より提案理由の説明を求めます。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8番（穂苺清一君） 山岳資料館建設の調査に関する決議を発議いたします。

これは、地方自治法100条第1項の規定により、次のとおり山岳資料館建設に関する調査を行うものいたします。

1 調査事項（1）山岳資料館建設に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第100条及び委員会条例第5条の規定により、委員10人で構成する山岳資料館調査特別委員会を設置し、これに付託して行うものとする。

3 調査概要

本調査は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を山岳資料館調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

山岳資料館調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことが出来る。

5 調査経費

本調査に要する経費は、5万円以内とする。

理由

平成18年度予算で建設の山岳資料館は、地方自治法第2条及び第234条に抵触するものであります。

1 建物と土地には、泉土建株の債務（8,600万円）の根抵当権が群馬銀行により設定され担保となっていること。

2 腰越助役は、町の請負業者選定委員長であること。

3 建物は、助役の母親名義で、以前は母親が住んでいたものであること。

4 工事請負業者、泉土建株の社長と助役は兄弟であること。

5 1・2階約60坪を年36万円で町が間借りするものであること。

6 指摘するまで工事看板が設置されていなかったこと。

7 警察の道路使用許可も受けていなかったこと。

8 3階から泉土建株が荷物を運び出し、改修工事を始めたこと。

以上が100条委員会を設置する理由であります。

よろしく願いいたします。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより発議第9号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番鈴木幸久君。

14番（鈴木幸久君） この提案について質疑させていただきます。

穂苺議員の仰る中の1番にあることなのですが、「建物と土地には、泉土建株の債務（8,600万円）の根抵当権が群馬銀行により設定され担保となっている」とありますが、確認ですが、これは今日付けでの提出日になっておりますので、「なっている」という表現でよろしいですか。

議長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) はい、なっております。根抵当権の設定の担保物件です。

議 長(傳田創司君) 14番鈴木幸久君。

14番(鈴木幸久君) はい、分かりました。私が先般銀行で調べてきまして、11月9日に解除されてますので現在は抵当権が設定されておりません。これは重大な問題ですから、表記は正確に行ってほしいと思います。

担保物件を買い取る時にはいろいろな問題があるというのは私も知っているのですが、それを借りる時の問題というのとは何か、その借りる物件に担保が貼られているという法的に何か抵触しますか、これは。

議 長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 11月にこれを解除したということをやちょっとこちらでもって把握してなかったのは申し訳ないと思いますけども、当初についてはこれは設定されていたわけで、そういう物件に対して、公的な資金を多額につき込むと言うことは万一の時にこれは全く無駄になってしまう、そういう問題があるわけです。

議 長(傳田創司君) 14番鈴木幸久君。

14番(鈴木幸久君) ではそれに関連してですね、これは借りるときに商工会の協力を得ながら協議をして、商工会が借りているのだから、良いだろうという思いもあったわけですが、担当者は借りるという意思を持ったすぐ後に、この物件を調べて担保に入っているというのが分かったわけですね。

そして、これは家主の方との協議で完成もしくはオープンするまでには、抵触はしないかもしれないが、好ましくない状態であろうと、だから担保は抜いて欲しいと、それについて努力しますという合意がなされていると、その当時のことは私も聞いておりますけれども、穂苺議員が調べていることは、何時の時点で、本当に表面だけの調査に過ぎないのではないかという気がしたものですから、その二つをまずお聞きしたい。

それから9月の時にも、このことは別の議員からも取り上げられており、その時の中で、例えば抵当権のある物件を内装工事した場合に担保の評価が変わるのではないかとか、いろいろあったものですから、私はその時に群馬銀行に行って調べました。

「担保に入っている物件はいじることは良いのかどうか」に対し、「大いに結構です。」また、「その時に設定した金額に変化はないし、付加価値もそれはあろうがなかろうが担保については一切影響ありません。」ということでした。

いろいろなことで既に9月の時に私も調べておりましたが、いずれにしても、発議書に一番最初に書かれている根抵当権の設定については、相当鬼の首を取ったように言っているような気がしたものですから、一番始めにここの部分で質疑をさせて頂きました。

9月の時に担当課長が、この問題について、何が誰がでなくて、何のために、これがどういいう意義を持って作られるのかということをお大変に力説されたのを覚えているんです。

私が全般的なことで提案者の穂苺議員にお聞きしたいのは、本当に担当者や事情を知る人たちに、本当に努力して調査したり、そういうことをしたのかなという、いわゆる上辺だけ見て、じゃこれちょっとおかしいぞとやってみようかなというような、そういう安易な面があったのではないかと思えて残念でならないのですね。

貴方々の議員活動については、良く勉強されていますし、研修などがあると、その調査の素晴らしさ、手際良さ、私などは本当に感心させられたり、驚嘆するときもあるのです。

が、今回のこの問題に関しては大変残念であると思っております。

貴方々が牙をむけた、そういう人たちが暮らして住んでいる、この町に住む人たちの思いというのを貴方々は一つも感じていないと思うのです。

貴方々の目や言葉というのは、貴方々の心の鏡となって出ているのではないかと、質疑ではありますが、要望的なことになってしまいますが、私達議員が現に注意しなければならないのは、ある面では権力の乱用を行ってしまうのではないかと、その辺を喚起して私の質問と要望を終わります。以上です。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 縷々述べさせて頂きましたけれども、この問題については古くから遡りますけれども、それにはふれませんが、18年度の予算でこれが決まっているわけです。

実際には2月、あるいはそれ以前から内定されて、進められてきたわけで、当初からそれは調査した上で明らかにされていなければならなかったはずですよ。

私が議会において発言もしたり、また他において文書等も出しておりますが、そういう中で、これはまずいと慌てて11月になってから、8,600万円の根抵当権の設定を解除したのかどうかということも考えられますけれども、私がこれを調査したのは早い段階であり、同時に10月3日付で、住民監査請求も出されておりますから、その住民監査請求の中には、これを裏付ける登記簿謄本等は全部添付されております。

そういう点では、今の時点は解除されているということが言われましたけれども、これが問題になった時点においては、それは事実とは違います。

議長(傳田創司君) 14番鈴木幸久議員に申し上げます。質疑は既に3回となっておりますので会議規則第55条の規定により発言は許しません。

発言者並びに答弁される方に申し上げます。質疑、答弁は簡明にお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

11番久保秀雄君。

11番(久保秀雄君) 提案理由の中で、地方自治法第2条及び第234条に抵触すると書かれて、下段に8項目にわたり具体的事例が上げられております。

私は、地方自治法第2条は事務書類に関する規定であり、第234条は「工事の発注又入札に関わる規定」であると理解しております。

先程、鈴木議員も質疑されておりましたが、根抵当権が群馬銀行に設定されているということでありますが、このことが2条及び234条にどのように抵触してくるのか、伺います。

また、8項目目の「3階から泉土建(株)が荷物を運び出し、改修工事を始めた」とありますが、私が知る限りでは、泉土建の社長と建物の所有者を親子関係であり、通常は子供が親の所から荷物を運び出したとしても何ら問題はないと思えますがいかがでしょうか。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) じゃ最後に出たことですけども、8番の3階から云々ですが、この建物は4階建てです。地下もあります。1階から通らないと3階まで行けません。その3階をその工事と同時に進行して泉土建(株)がやるってということについては非常にこれは疑いを持って見られてもやむを得ないと思えます。そういう関係でこれを指摘されております。

これは全く関係ない部署でもって行われているのであれば兎も角、同じ所有者、同じ工

事人が引き続き、此処をやるということは、これは適切ではないと思います。

それと最初に言いました地方自治法云々ですけども、2条及び234条は、全体に関わることです。

因みに地方自治法の2条には、このようにあります。地方公共団体ですが、「その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」ということがあります。そういう点では、無駄のないように最小の経費でやらなければならないということがあります。そういう問題にも関わってきております。

同時に、地方自治法の234条については契約の問題が書かれております。

これは当然競争入札の関係についての根本的な問題が書かれておりますけども、競争入札に関する問題については他の法律もご存知のようにあります。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というものが、4年ほど前にできておりますが、この法律の中でも、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項として、「入札及び契約の課程、契約の内容、これが透明性を確保されなければならない」ということがはっきりと謳ってあります。同時に契約された公共工事の適正な施行が確保されているということ、透明性があるかどうかということ、非常に不透明です。同時に適正な施行が確保されているかということ、今言っているような公私混同の2階、1階から上がって、階段は全部2階の費用でもって賄って工事をますけども、そこを通過して3階まで行って個人の工事をすると、それが適正と言うことは言えません、不適正です。

そういう点から見て、理由の冒頭の2行で地方自治法2条及び234条に抵触するというので、その他の法律を縷々ここには書いておりませんが、それが基本になっております。以上です。

議長(傳田創司君) 11番久保秀雄君。

11番(久保秀雄君) 今、穂苺議員の答弁の中で、同じ1階、2階、3階、地下もあって4階建てですよという答弁を頂きました。

町で借りたのは、私の知る限りでは1階、2階であると理解しております。

そして、3階又は4階の中には泉土建の荷物が入っていたと、建物を貸す時に荷物を運び出しておかないと、今穂苺議員が言うようなやり方ですと、運び出すことが不可能になってしまうということです。

そして、聞くところによれば、少々の雨漏り等もあったので、貸す前に自費できれいに修理をしておきたいと、このようなこともあり、3階、4階部分については工事をしたと私は認識しております。

提出者である穂苺議員は、日本共産党の議員団長という肩書きをお持ちかと思えます。賛同者の原澤議員についても、日本共産党みなかみ町議団ということで活躍を頂いています。

特に原澤議員については、前会議会で設置された疑惑解明調査特別委員会の構成メンバーであります。調査特別委員会の中でもありましたが、「確固たる確信を持って質問をすべき」とこういうことが多く論じられてきました。

ただ今、100条委員会設置を求める発議が提出されていますが、穂苺議員は工事範囲は何処までなのかと認識されているのか、またどのような調査をしたのか、調査結果があるのであれば、提示をして頂きたいと思えます。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8 番(穂苅清一君) 調査結果については先程述べたようなことです。ここの1から8番までのことが事実です。これは非常に重要な問題であると思います。

因みに、今日、こういう記事が新聞に載っております。

これは山岳資料館の問題と非常に類似した事件として掲載されております。こういうことが現実に今、日本のあちこちで起きているのが事実です。

兄弟に関わるそういう工事、公共工事を公費を投入するわけですから、そのお金が何処に行ってしまうのかということ、やはり住民は関心を持っているわけですね。

これは本当に公正、公平なのかということが疑われてくるのではないのでしょうか。

トップたるものは当然、自分の親族の企業に入札をさせるというような、あるいは競争入札の指名をして出させるようなことは当然遠慮しなくてはならないことだということは、多くの識者が指摘しているところであります。以上です。

議 長(傳田創司君) 11番久保秀雄君。

11番(久保秀雄君) 今日の旧水上町の時代から山岳資料館の建設については町当局や多くの人たちが努力を重ねてきた経過があります。

建設に至るまでの経過を穂苅議員はどのように理解しているのか、また先程契約について適正化を図る住民の福祉の増進を図るといふ文言をいただきましたが、地方自治法第2条及び第234条に具体的にどのように抵触しているのか、上げて頂きたいと思っております。以上です。

議 長(傳田創司君) 8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8 番(穂苅清一君) 先程繰り返したとおりです。

最初から戻れと言うことになると、平成10年頃からのことになると、よろしいのでしょうか。

今、これはそういうことよりも、現在の山岳資料館の建設の調査に関する様々な疑問を解明していかなくてはならない、そういう時ではないかと私は思っております。

同時に山岳資料館についての条例も委員会に付託することになったわけですから、当然これも関連があるかと思っております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

15番河合幸雄君。

15番(河合幸雄君) 穂苅議員にお聞きいたします。

山岳資料館の建物が、助役の母親名義で、以前は母親が住んでいたという経過についてですが、このことについては個人的に知っているところがありますので少しお話しをさせて頂きたいと思っております。お母さんという方は、湯原区そして町にとっても協力的な方で、また気丈夫な面倒見の良い人であります。

山岳資料館建設に関しては、湯原振興会や商工会で、県に作って頂きたいと陳情や要望を重ねてきた経緯があり、多分今でもあると思っておりますが、商工会にはこういう建物を造って頂きたいという模型があります。

山岳資料館に関しては、馬場さんという有名な登山家の方やその友人である有名な登山家の方から資料をたくさんいただき、水上地区の清水荘に保管しておりますが、昨年来の大雪や雨が漏ったりということで、ビニールをかけて資料を保護し、ぜひ貴重な資料を多くの人に見て頂きたいという思いで、商工会や湯原区から町にお願いをして造って頂いた

という経過があります。

温泉街では今、空き店舗対策ということで、若い人たちが一生懸命努力され、「あじさい」でも、山岳資料館が出来て、むしろ3階も借りたり、4階も借りたりして、4階に上がれば谷川岳もきれいに見えますし、そこで写真を撮影したりして時間を過ごしていただければ、街の活性化にもつながるといふことで、私達が一生懸命そういう運動をしている最中でありまふ。

穂苺議員も観光協会の一員であるなば、そういうことを理解していただいて、協力体制を取っていただきたいと私は思っております。よろしくお願ひします。

議 長 (傳田創司君) 8番穂苺清一君。
(8番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) 協力体制をといふことでは、はい、それは協力はしております。

ただし、こういう事案が発生して決まっているといふことについては、非常に残念であります。

先程の新聞の中で、新藤さんといふ千葉大の教授がこのように語っております。

「市長らは、助役も含めてですが、痛くもない腹を探られるのが嫌ならば、少なくとも自分の在任中に限っては親族の企業に工事を受注させないといふ規律を設けるべきだ」と、「疑いを持たれると公共工事だけでなく、他の施策にも影響が及んでしまう」と、これは一般常識として、識者もこういうことを語っておりますし、何回も似た文面は読んでおります。

私も観光行政については、力を入れて行かなくてはならないことで、そういう立場にもあります。それは重々承知しております。

山岳会の人たちの協力は得ているといふことで、課長の方から説明もあつたようですが、私が聞いてみると、山岳会には組織的には何も了解も得ていないといふことを聞いております。

先程、商工会が努力されていることについても触れられましたが、これも私は十分承知してござりまして、先程少し触れましたが、平成10年当時、もう8年前ですが、その頃から山岳ではなくて谷川岳博物館構想といふものがあつたのはご存知だと思います。

この構想を具体的に、非常に全国各地の山岳資料館に類する建物の調査、現地の調査等も含めて膨大な資料が、確か翌年の3月頃商工会の名前で出されております。分厚い資料です。それは私も拝見しております。

その一年後においては、さらに具体化するための資料がカラー印刷でA3版の図面も皆カラーで折たたみ式で、そういう冊子も2冊出ております。それも私は拝見してござります。そういう今までの過程において、旧水上町がそれなりの努力はされてきたわけなので、いろいろノウハウや立地条件なり、^{へんび}いろいろなものを持っているんですね。

そうであるならば、なぜあの辺鄙^{へんび}と云うか、ゴミゴミと云っては申し訳ないかもしれませんがせんけども、住宅街、密集しているわけですからね。

議 長 (傳田創司君) 答弁者、穂苺清一君に申し上げます。観光協会員としてどのように考えますかといふ質疑に対して答弁をして下さい。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) だから、関連があるから今、話してるんじゃないですか。

町 長 (鈴木和雄君) 議長に申し上げたいのですけれども、発注者は私ですから。

腰越助役ではありませんから。

8 番(穂苺清一君) そうです。ですから、そういう点で考えると、あそこに山岳博物館という形で場所を設定した、選定したことに、^{せつそく}拙速があったのではないかと思います。

議長(傳田創司君) 15番河合幸雄君。

15番(河合幸雄君) よろしいですか、穂苺議員。その件に対しても、実は弟さんが嫌だと言われたのですよ。貸すことになると、こういうトラブルがあるから、予想されるから嫌だと言うのを何とかお願いしますと言って、皆で頭を下げに行った経緯があるのですよ。

例えば、いろんな所を探しても、それに適応するような場所が見あたらない、穂苺議員はそこに住んでいないから分からないでしょうけれども、私達は一生懸命探して、なかなかそういう立地条件に合う所もないし、建物を建てればお金も掛かるし、それであれば間借りでも良いから、そういう貴重なものを見ていただきたいと、そして少しでもお客様に時間を過ごして頂いて、そして近辺の人たちが観光業者として潤うということに対して、私達、観光業者がやるべきことだと思ひ、皆で頭下げに行って、無理矢理お願いしたという経過があるわけです。

それを穂苺議員、そこのところは理解をして頂きたいと思うのですよ。その地域の人間も皆望んでいたこと、中には反対する人もいますよ、けども、そういう人だけでなく、湯原の通りの人たちは、どうにかして温泉街を活性化しようと思ひて今一生懸命やっていますので、そういう面を考慮して協力して頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 理由の1番で、「建物と土地には泉土建(株)の債務8,600万円の根抵当権が群馬銀行によって設定され担保となっていた」ということなんですけども、これって言うのは、例えば、町が1千万円かけて、中をきちんと改装して山岳資料館として、こうやってても、抵当権があった場合、もし泉土建(株)が倒産した場合は銀行に取られちゃうということで、町の1千万円かけた金が無駄になっちゃう可能性があったということなんじゃないか。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) そうです。

9番(島崎栄一君) だとすればですね、その町の投資先として不的確であった状態で発注をしてしまったと、町長が発注をしてしまったということで大変問題があったと思ひます。

議会、穂苺さんの活躍によってですね、この抵当権の問題がクローズアップされてですね、解除されまして、町が被害を受ける可能性が無くなったということで大変良かったんですけども、ただ発注した時点では問題があったということですから、これは調べるべきじゃないかなと思ひます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番(森下直君) 穂苺議員にお聞きします。

234条は「契約の締結」であり、特に賃貸ということで、5番目の項目に上げてあります、「1・2階60坪36万円で町が間借りをした」ということについてですが、この賃貸については、町近郊においては殆ど1ヶ月10万円を下らない、同じような坪数で貸している所が多いと思ひます。私が調べた中では、一番安くて公共施設の中で貸している月

5万円というのがありますが、それ以外は恐らく10万円を超えている所の方が多いと思います。

そこで特に契約者が腰越ちよさんと鈴木町長が結んでいる、これが例えば鈴木町長の土地を町長が契約すると言うことであれば、これは抵触することと思いますが、この件の契約者がお母さんであれば、一応法的には問題ないと思います。町近郊の賃貸価格の調査をした中で、この年36万円で間借りをしたのが、どこに抵触するのか、改めてお聞きしたいと思います。私の見解では、法的には問題ないと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 適正化か、どうかという問題も、当然その調査特別委員会の中であらゆる角度から検討して頂かなくてはならない問題だと思います。

監査請求において、こういう問題は全部出してあります。しかしながら、これを却下する、そういう決定が先だててされました。そうなってくると、一個人の議員の立場では、調査するのは限界があります。

そういう点で、100条委員会というものは地方自治法の中に議員の権利として、あるいはいろんな不正が疑われたり、疑問が出たり、不明瞭である、そういう時にはそれを解明する機関として設定することが義務づけられておりますし、当然そういう調査する権限もありますから、一番最初から、抵当権の設定も知らないで議会にかけられてしまったっていうことであれば、それはそれでやむを得ない部分もありますけども、明らかにされてなかったっていうことについてですね、そういう経過も含めて、やはりこの建設についての疑問を明らかにする必要があるのではないかとということで100条委員会の発議をしているわけです。よろしく申し上げます。

議 長(傳田創司君) 17番森下直君。

17 番(森下 直君) ただ、漠然と100条委員会を作れば、それで総て解決するという感じに取れるわけですが、ただそういうことではなく、5番目の「1・2階の60坪年間36万円で間借りした」という、この行為については、果たして高いのか安いのかとか、そういう議論で提案してあるのかどうか、あるいはまた、そういうことも含めて抵触することなのかどうか。

私は、234条にはこの項目は抵触しないのではないかと理解すると同時に、近郊では月10万円前後で貸しているというのであれば、やはりその辺はよく調査をしてから、この項目に出して頂いた方が良かったのではと思いますので、5項目目を取り下げる考え方はないのでしょうか、またこれについて十分調査はされたのですか、再度確認させて頂きたいと思います。

議 長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 調査はしてきております。同時にここで皆さんから意見が出たからと言って取り下げると言うことは考えておりません。取り下げた方がよろしいという、そういう意見もあるんでしょうか。

議 長(傳田創司君) 17番森下直君。

17 番(森下 直君) 今、年36万円という実態があって、前段の地方自治法234条に抵触していないと言うことであれば、項目を取り下げるべきなのではないでしょうか。

やはり常識的に言って月3万円というのは、町の財政の厳しい中で非常に上手く借りた方ではないかという気がしますので、この部分についてどういう見解をお持ちなのか、その辺をお聞きしているわけでありませう。

年36万円で借りるということ、何が何でも第234条に絡め、結びつけるということに対しては問題があるのではないかと思いますので、そういう意味で取り下げた方がよいのではないかと考えます。

議 長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 月3万円という家賃が、近隣の家賃の相場から見て、やはり高いと思いますし、3万円ですよ。年間36ですからね。そもそも36というのはどういう形で設定されたか、それは分かりません。価値が工事することによって付加価値が当然出てきておりますよね。そうなってくれば、賃料が上がったり、あるいは先程も銀行の話が出ましたけども、銀行は勿論十分やっただいて結構なんであって、担保価値が上がるわけですから、それは何ら否定はしません、それは。銀行の方にしてもですね。

そういう点から考えて、234条云々というのは、これは競争入札の関係ですから、これ全体が競争入札の対象になっている物件に関係して、その物件に公金をつぎ込んだわけですから、当然ここで使用するということになるわけなので、それはもう想定しているわけですね。当然家賃の問題も出てくるので、234条の問題があるわけですね。それで先程公正な取引の問題をちょっと触れたわけですね。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

6番林喜美雄君。

6 番(林喜美雄君) 私からは、「腰越助役は町の請負業者の選定委員長である」という項目があるわけですが、選定委員長ということのどこに違法性があるのか、お聞きします。

議 長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 違法性と言うよりも関連があるので、その事実として出しているわけですね。

議 長(傳田創司君) 6番林喜美雄君。

6 番(林喜美雄君) 確か、請負業者の選定委員会の委員長に助役がなるという規定に当町はなっております。

また、多くの自治体も、助役が請負業者の選定委員長になるケースが多いようでありませう。そういう中で、たまたま助役がそういう立場であったということで、各種の町長の諮問に応じて、選定委員会を開き、その都度答申は町長に上げていると、全く町長とは別の立場で行っているわけですから、その辺を逐一これが関連云々と言ってしまうと、いろんな事が関連してきてしまっていて、また他の項目にもありますけれども、泉土建備さん云々という話もありますが、町の仕事というのはなるべく地元業者をお願いをして、そういう形を取るべきだと思われ、そういう方向が良いと思うんではないですか。

そういうことを一々関連づけていってしまうと、当町内の業者さんは仕事しようがなくなってしまうんではないですか。

様々な立場の人が姻戚関係、あるいは親族関係、みんなそれぞれあるわけですから、そういうものをこう拡大に関連させてしまうと、仕事を受けようがなくなってしまうんではないですか、その辺はいかがでしょう。

議 長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8 番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) 助役が業者の選定委員長になっているケースはいくらでもあります。それはそれで良いわけです。

今回の事案については、肉親がそこにもう二人関わっているわけですね。こういうケースはちょっと例が無いわけです。この新聞記事の中でも、兄弟なんですね、これは村長のケースなんですけども、村長の長男次男がそれぞれ社長をやってきた、やっている、その企業が継続して連続して。

町 長 (鈴木和雄君) 議長、再度申し上げます。発注者は私ですから。答申を受けて指名して発注をしたのは私です。

8 番 (穂苺清一君) もちろん、発注は町長です。

議 長 (傳田創司君) 6 番林喜美雄君。

6 番 (林喜美雄君) 結局、発注者は町長なのですから、そういう権限が集中することを防ぐために分離させてあるわけですよ。

要するに一極に権限が集中しないように、そういうことですから、この委員会が適正に開かれて、適正に運用されて、その中での答申に基づいて、町長判断でされたということであれば、これはあまり拡大解釈すると、今の新聞のように、何もできなくなってしまうよ。地元の人は業者は全然仕事を試みようがなくなってしまうわけですよ。

その辺はどうかということなんですがいかがでしょうか。そうすると、地元はダメだということになってしまいます。

議 長 (傳田創司君) 8 番穂苺清一君。

(8 番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) それは分かっています。地元の業者の仕事をできなくさせるということではないわけです。ただ、去年の暮れからしてますけども、選定委員長が自分であり、その物件が母親、そして工事請負人が弟の会社という、こういう関係にあるとね、やはり疑いが出てくるのは当然じゃないですか、私はですからそこら辺を解明しなければならない問題ではないかと、それを同じような形でまた起きてしまっても困るわけで、そういう規律というものは必要ではないかということで先程から言っているわけです。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

5 番河合生博君。

5 番 (河合生博君) 地方自治法 100 条第 1 項山岳資料館の調査に関する決議についてということですが、ご存知のように、我々議会の使命はみなかみ町の具体的政策を最終的に決定し、そしてその政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が総て適法、適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することであると、穂苺議員と同じような考えを持っている一人であります。

そこで決議理由の 6 番、指摘するまで工事看板が設置されていなかったという項目でございます。

この項目については、建設業法第 40 条「標識の掲示」、それから建設業法施工規則第 25 条「標識の記載事項及び様式」、「群馬県路上工事等の安全施設設置要項に該当する」という、そのような指摘で良いのかどうか。

それから、これ以外に法律条例等で掲示義務が穂苺議員の方でそれ以外の掲示義務で言っているのだということであれば、その項目が抜けているようでしたらお教え願いたいと思います。

議 長（傳田創司君） 8 番穂苺清一君。

（8 番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 当初は全く付いておりませんでした。

今、ご指摘のような看板というのは法律によって義務づけられておりますから設置を。

この前の議場での私の質問に対して、当日、本日取り付けるように指示したという回答があって、その夕方行って見たら、まあ出てはありました。

ただ出てなかったのが、道路使用許可で、道路に突き出して工事をして足場を組んでおりましたので、当然これは道路交通法等の規制もありますから、看板が必要で許可を取ってこなくちゃならないわけですけども、それは遑って許可を取ることはできなかったものですから、1ヶ月近く遅れた状態で取ったのが、それ以降数日後に設置されておりました。ですから、その途中から完成するまでの間はですね、その時期から総ての看板は設置されております。

議 長（傳田創司君） 5 番河合生博君。

5 番（河合生博君） そうすると、穂苺議員が言うのは、建設業法の中の看板ということではないのですか。

8 番（穂苺清一君） それも含めて。

5 番（河合生博君） 分かりました。質問はまだ第2問目で続いておりますので。

確認申請については、私もちょっと経験がありますが、この建物の場合、100㎡以下の改装工事の場合には建築基準法上の確認申請の必要はないというのはご存知だと思います。

そして、建設業法第40条「標識の掲示」というのは、このようなものですが、まず一般建設業または特定建設業の別、それから許可年月日、許可番号、許可を受けた建設業、商号または名称、代表者の氏名、主任技術者または管理技術者の氏名、要するに建設業登録の表示ですね。

あとは群馬県路上工事等の安全施設設置要項基準が18年3月に変わりました。このような看板、これを付けろということのようでしたね。そうではなくて、これは穂苺議員が間違っております。こちらの工事の看板を付けるということです。これが今3月以降こういう改正になっております。ですからこれで良いということです。

このように非常に分かり易い簡易的な看板に、県の基準も変えてきていると、そのような中で、もし他に付け加えるならば、付け加えた看板があるならば、例えば発注者とか、それから金額とか、請負金額ですね、そのようなものをもし加えるとするならば、それは業者のピーアールであると、私は聞いております。その辺はどうなのでしょう。

議 長（傳田創司君） 8 番穂苺清一君。

（8 番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） ですから、それは大体全部設置されました。まあピーアール云々ということもあるかもしれませんが、それは従前後の工事についても、そういう表示はされてきておりますから、それはそれで事業者の方がそのまま善意で表示していたということはそれで良いのではないかと思います。

議 長（傳田創司君） 5 番河合生博君。

5 番（河合生博君） そういうことだと思います。私も業者に伺ったところ、8月中旬に工事を着工し、9月上旬に看板の指摘を受けたと、業者の方は内部改装工事ということであったため、内側に付けていたということです。指摘があったものを今度は外側に出した、こう

ということなのです、私が聞いた範囲ですが。

そうしますと例えば、工事看板、この建設業登録の看板なのですけれども、この看板が工事期間中、全く出ていなかったという場合には10万円以下の過料ということなのです。今回の場合について関係機関に問い合わせたところ、この看板が出ていなかったことに違法性がある、確かにある、あるけれども、どの程度なのですかという話をしたら、業者の思い違いで内部に看板があったと、それを外に出していなかったと、その期間が1ヶ月くらいだったということでは、殆ど問題にならないでしょうという回答だったのです。

確かに100条委員会の設置をして、穂苅議員が言うようにいろんな行財政のチェックをしていくのは非常に大事だと思います。

ただ決議事項の6番目についてはもう既に今解明されましたよね、分かりましたよね、とするならば、ここに100条委員会の設置をする理由にはなりませんよね。

先程、絶対と言われてますけれども、全体の中での過ちがあった場合には、それは削除した方が良くと思います。ですから、この6番の部分はやはり削除した方が賢明と思います。本当に100条調査をしなければならぬ項目だけに絞っていくと、そのようなお願いをしたい、また、質問に代えさせて頂きたいと思います。

議 長(傳田創司君) 8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8 番(穂苅清一君) 看板については私も、何回か足を運んでおりますが、最初から外部は全部シートで覆ってありまして、当初から中の方にもこの看板は設置はされておりました。指摘を受けてから、出すようになったのが事実です。

したがって、看板云々については、今はないから問題ないっていうんで、もう工事は終わってますから、撤去してしまってますから、関係ないっていうことを言われればそれまでなのですけれども、そういうものも含めて、この建設工事の経過が非常に法を逸脱する行為があったことの一つではないかと私は思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

3番林一彦君。

3 番(林 一彦君) 私は穂苅議員に、「警察の道路使用許可も受けていなかった」ということについて質問したいと思います。

これは道路交通法第77条の道路の使用の許可に触れているという解釈でよろしいのでしょうか。

8 番(穂苅清一君) はい、そうです。

3 番(林 一彦君) この道路使用許可につきましては、私の聞いたところによりますと、発注者と設計者の考え方によるところであって、この工事は内部改造ということで、道路上を使った作業は予想していなかったということでもあります。

しかしながら、実際に東面のサッシ及び外壁の取り付け作業において、業者側が道路の一部を使って足場を組んでいたために、これを現場で確認した時点で町の方から、道路使用許可を取得するよう指示して、それを受けて9月7日付で請負業者より沼田警察署へ使用許可申請が提出されて、9月12日から10月20日までの許可が出ているということでございます。それは確かですか。

8 番(穂苅清一君) それは確かです。ですから前段が、されておられません。

3 番(林 一彦君) したがって、もう理由の7については既に処理されており、何をこれ

から調査すべきことなのか、このことがですね、100条委員会を設置しなければならない理由となるのかお聞きしたいと思います。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 先程来述べましたけれども、総合的に見た場合にですね、すでに終わったことでもありますけども、やはり法に抵触するような措置があったと言うことです。したがって、その理由として項目として上げているわけです。

議長(傳田創司君) 3番林一彦君。

3番(林一彦君) すでに、法に触れていたことではありますが、これは業者側の作業におけるところのミスということで、これから山岳資料館を建設する上で100条調査に触れることはないのではないかと思います。質問させて頂きました。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 道路使用については、当然設計業者も設計管理業者もですね、熟知しているはずですから、当然そういった資料を業者ではすべきですし、業者でも駆け出しの業者ではありませんから当然そういうことも総ての人たちが知っていてしかるべきなはずですよ。それを出してなかった、シートをずーっとかけていて、何か分からないように何をしているんだらうってことで地域の人たちからの、あるいは通行人の人たちからの声も現実に寄せられてきておりましたんで、そういう関係の中の一つとして指摘せざるを得なかったわけですよ。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2番(阿部賢一君) 先程来、発注者は町長だと言われてますよね。この理由の4番で「工事請負業者、泉土建(株)の社長と助役は兄弟である」から、法に抵触すると謳ってあるのですがなぜ兄弟だと駄目なのですか。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 先程もちよっと触れましたけども、競争入札の関係で親族が関わっていると、やはりこれは情が移るのは当然ではないかと思うんですね。

そういう点で、明朗性が欠けてはいけないということで、先程も示しましたけども、公共工事の入札や契約の適正化を促進するための法律の中ではっきりと指摘しているんですね。具体的に親族関係の場合は駄目だとかという表現はありませんが、透明性を確保しなくてはならないということ、それと工事の適正な施行をということで書いてあるわけなんでそういう点からするとですね、やはり親族絡みでいると、なあなあになってしまう恐れがあるということですね。

議長(傳田創司君) 2番阿部賢一君。

2番(阿部賢一君) それはあくまでも穂苺議員の見解で良いんですね。

先程、新聞を引用されて、発言されていましたが、私の記憶が確かではなかったら申し訳ないのですが、確かにそういう規約、規則を設けている団体もありますね、香川県ですか。

香川県では、配偶者2親等以内の親族は、町長や議員や公職者に携わる者を指名から排除するということを地方自治体で決定し、それを行政側が遵守している自治体も確かにあ

ると承知しております。

しかし、排除された側が、公共工事を受注できなかったということで、町側に損害賠償を請求し町側が敗訴しているという例もあるということをご承知でしょうか。

そして、まだ最高裁で控訴中の事案だと思うのですが、やはりみなかみ町にはそういう規則というものがないわけで、発注者と業者が契約しているわけですから、私は何ら問題はないと思います。たまたまだった、単なる言いがかりで、町の活性化の進行を邪魔しているようにしか思えないのですけれども、その辺についてお聞きします。

今の新聞の引用についての確認をさせて頂きたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 8 番穂苺清一君。

(8 番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) みなかみ町、あるいは湯原の進行についての邪魔をしているというふうに思われてしまうと、これはちょっといささか違いますので、その点は誤解ないようにしていただきたいと思います。

前段でお話しされた香川県の例ですね、三木町というのですかね、小さい町ですけども、今言われたように親族 2 親等以内の者が関わる業者、首長と助役とのつながりのある業者については指名をしないようにということで、議会の決議をしておりますね。

たまたま、それに基づいて排除されてしまったと、ちょうど該当する企業があって、それでもって、排除されたためにそれに対する損害賠償請求を出し、同時に高裁まで進んで今現在は最高裁で係争中という事件も勿論あります。

ただ、福島県のケースでも兄弟が関わっておりますけれども、こういういろんな事案の中で法的な措置というものは国のサイドですけどもね、されていかなければならないものだと思いますけども、しかし、今私達がぶつかっているのは山岳資料館の問題であって、そういう問題に発展していったら困るわけですけども、そうならないようにやはり一つのルールはこの際作っておく必要があるのではないかなという考えは私は持っております。

ですから、調査委員会でいろんな些細な問題と思うかもしれませんが、やはり問題を掘り下げて明らかにする中で再発防止していくという姿勢、同時に議会が公共工事に対してチェックしていくという姿勢も確立しておかなくてはならない問題ではないかという考えております。

議 長 (傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて発議第 9 号の質疑を終結いたします。

これより発議第 9 号、山岳資料館建設の調査に関する決議について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

1 3 番中村正君。

(1 3 番 中村 正君登壇)

1 3 番 (中村 正君) 発議第 9 号、山岳資料館建設の調査に関する 1 0 0 条委員会設置の決議に反対の立場で討論させていただきます。

山岳資料館は、当初旧水上町で山岳博物館として平成 9 年より県に要望していたもので、博物館となると多額な予算を必要とする中で、なかなか進展しなかった現実があり、山岳関係者から収集された資料保管の観点から一日も早い展示する場所が必要になってきたところであります。

そこで、水上地区商工会女性部有志で運営している「あじさい」の 2 階部分にまずは資

料館として、展示していきたいということでありました。そこがたまたま助役の親族の物件であったということで何ら問題があるとは思われません。

谷川岳という雄大な山は、標高こそ2千メートルに届きませんが、多くの山を愛する人々、特に世界の名峰に挑戦するロッククライマーにとっては日本で最大の山であると絶賛されている山であります。

昭和の初期に上越線が開通されたと同時に年々山岳愛好者達に谷川岳の素晴らしさが広まり、今日に至りました。

しかしながら近年においてロッククライマーが減少している中で一刻も早い資料展示館を設けることによって、まだまだ眠っている谷川岳の歴史を収集する意味でも、また将来博物館の建設に向けての価値ある資料館であると確信いたします。

湯原区長及び湯原振興協会長からも山岳資料館開設により温泉街の活性化とすべく早期完成と営業開始の要望が出されております。

以上の観点から山岳資料館は正規の手続きの中で進行し、地域を上げて歓待するものであり、100条委員会の設置には反対して討論を終わります。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

(9番 島崎栄一君登壇)

9番(島崎栄一君) この山岳資料館の建設に関して助役の母親の建物を助役の兄弟が町から受注して工事をしているということに対して一般の町民はですね、公私混同だというふうに思っています。私はいろいろ聞いた中でそんなことあっていいんかいって話がいくつも聞こえてきました。庶民感覚からすれば、公私混同じゃないかと思われています。今回ですね、兄弟が受注するという問題点については、兄弟がただ受注した時点では法的には、法的に問題はないんですけども、みんなが知らない、誰も知らない予定価格、工事の情報をですね、兄弟だから酒飲んだついでに聞いちゃったりとか、そういうのを普通の人は疑ってるんですね。兄弟だから聞けるんじゃないかと。だから、そういう助役という中枢部にいる人が関わっている、その中で庶民は疑ってるんですね。ですから、もし潔白だと、別に法的に何も問題ないんだと言うんならば、100条委員会を開いてですね、きちんと調べて潔白を証明すればいいんじゃないかと思えます。

さらにですね、発注としてはですね、これ杜撰であったということが今分かってきたわけですね。抵当権が設定されていたということは、町が1千万円からのお金をかけて直した後、もしですね、泉土建(株)が倒産して銀行に改修されてしまったら、全く無駄になったという可能性もあったと、問題があったということで指摘を受けて解除しているわけですから、発注時点で問題があった、この発注に杜撰さがあったということは確かなわけですから、いろいろな面でやはりいいんだと、もし言う人がいるんなら100条委員会を設置してきちんと調べて潔白を晴らしてもらいたい。これも、議会がやらないと言うことをしたら隠蔽工作だと町民は思うと思えます。

議長(傳田創司君) 次に、反対討論の発言を許します。

12番小野章一君。

(12番 小野章一君登壇)

12番(小野章一君) 発議第9号、山岳資料館建設に関する調査特別委員会設置の決議に反対の立場で討論いたします。

山岳資料館建設については、地元湯原地区を始め、旧水上町商工会、山岳愛好会より長

年の要望でもあり、町としても18年度予算の承認の中、建設されました。

今議会の発議を持って、議会に調査権との提案であります。この内容にもあるように、確かに現助役の親族に係わる点が何点かありますが、貸す側にしても、温泉街の発展と地元要望等を理解し、立場は苦しいとは言え、協力をしていただいたことと思います。

また、それだけに公正に事務手続きもなされたことと確信しておりますので、議会での調査特別委員会を設置してまでのことでもないと思いますので反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 山岳資料館建設の調査に関する決議について、賛成討論をいたします。

山岳資料館や博物館の建設や湯原の振興に反対するものではありませんので誤解のないようにお願いいたします。

山岳資料館は設計管理費80万円、本体工事997万5千円、合計1千万円以上の税金が投入されています。この建物と土地に抵当権が設定をされていたという状況の中で、こうした物件に貴重な税金を使うことは、地方自治法上からも町政運営上からも相応しくないとされて、県当局からも指導があるはずではないでしょうか。

また、公私混同と町民から疑われることが一番町政としてはいけないと思います。

疑われることのないように町政運営が求められているのではないのでしょうか。

山岳資料館の建設は理由でも掲げたように、土地所有者と工事施工者が町の請負業者選定委員長の助役と親族で問題があるので、地方自治法第100条第1項の調査に賛成をいたします。

議長(傳田創司君) 次に、反対討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4番(山田庄一君) 発議第9号、山岳資料館建設の調査設置に関する決議について、反対の立場から討論いたします。

7月2日に谷川岳の山開きがありました。日本の100名山の一つであり、世界を目指す登山家の鍛錬の場として知られる山だけに大勢の人たちが集まっていました。

今年の厳しかった冬から雪解けが進み、春の息吹がやがて山々が新緑に包まれる5月下旬から6月にかけて、北海道からツアーで訪れた人たちを案内したときの話です。

一人のお客さんが、空が見えず、どこまでも続く新緑のトンネルの中を走りながら、「雄大な北海道に住んでいても、こんな素敵なお場所は見当たらない。しかもこれほどの深い緑は見たことがありません。」と言って感動していたそうです。

また、九州からのお客さんは迫りくる一の倉澤の絶壁にしばし我を忘れて佇んでいたそうです。

この話をして頂いた水上山岳会の中島会長さんは、会員の皆さんと共に谷川の自然や訪れる登山者の安全を守りながら、その魅力や素晴らしさを伝えていますが、この言葉を聞いたとき、改めて谷川岳の偉大さを感じたそうです。そして、この地に生まれたことを本当に誇りに思ったと語ってくれました。

一方世界を目指す登山家にとって鍛錬の場となっている谷川岳は時として牙を剥き多くの人々が命を落とした大変厳しい山でもあります。

今は亡き世界的なアルピニストの山田昇さんも、ここで修行を積み十分な鍛錬を重ねて世界に挑んだ一人でした。

この山で体を張って登山者を守り、救助一筋に活動されている馬場さんの元には、感謝の心とともに、山に関する貴重な資料等も数多く寄せられ、長年保管場所を探しながら、何とかならないかと思っていたそうでもあります。

だから、山岳博物館建設は旧水上町民にとっては長年の夢であり、この山を知る多くの人たちにとっても非常に思い入れの強いものがあると思います。

思えば、この谷川のすそ野に広がる水上温泉郷は、数多くの自然の恩恵を受け、最盛期には315万人という多くの観光客を受け入れ、隆盛を誇ってきました。

本当だったら、この時期に少しずつでも、山に感謝する心を形にしておいたら、もう少し違った現在があったのかもしれない。

それでも大凡95万人も減少している現状を憂い、何とかしよう、何か手だてはないかと思案錯誤しながら、賑わいを取り戻すべく、頑張っている人たちがいます。藁にもすがの思いで、いろいろなことにチャレンジし、企画を練っています。

そんな時、財政上の都合でできなかった博物館が、規模を縮小した資料館としてならできるといった話がありました。

建設方法については、空き店舗を利用で改装で作る方法であり、全面改装なので、あったものを壊して作るということは、非常に費用に関して、手間という部分で掛かってしまいます。だから、この金額は特別高いとは思いません。

場所の選定にしても、河合議員からもお話がありましたが、必ずこういう批判が起きることを承知で、勇気ある決断をして頂いた泉土建(株)の腰越克彦氏の私利私欲を考えない気持ちの賜であり、この宝の山の、旧水上町民の人たちはこのように谷川岳を読んでいるそうですが、宝の山の麓で恩恵を受けて育った旧水上町民の人々にとっては感謝こそしても批判する人はいないと思います。

資料館を活性化の一つにして、皆で力を合わせ賑わいを取り戻す努力をすることが山に対する恩返しになると思います。

今町の現状を見たとき、我々議員として何をすべきなのでしょう。

先輩議員の中には、常勤のように活動している方も大勢おられます。

同僚議員は、会社が斜めになりそうでも、頑張っている人もいます。

みんな子供達のためであり、孫や将来の町のためであります。そんな大切な人のために、沈みかけた町を何とかしようと思うのが選ばれて託されてきた我々の仕事ではないでしょうか。

実のない批判というのは本当に簡単にできます。

しかしアイデアを出して、説得をして、動いてもらうのはもの凄く時間と労力と根気が必要です。長年培ってきた豊富な経験と、これだけ細かく観察する目と、長い年月をかけて築いてきた人脈をぜひ生かいただき、谷川岳のように大きな気持ちで、みなかみ町のために活かして頂けることを切にお願いし、この発議に対しての反対討論といたします。

因みに中島会長さんの話の中での北海道のお客さんの話がありましたが、昨年5～6台だったバスツアーが今年はそれぞれの関係者の努力のおかげで20台に増えたそうです。以上、終わります。

議長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第9号の討論を終結いたします。

発議第9号、山岳資料館建設の調査に関する決議についてを起立により採決いたします。

H18-7 (12.13) 第 1 号

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立少数であります。

よって、発議第 9 号、山岳資料館建設の調査に関する決議については否決されました。

散 会

議 長(傳田創司君) 以上で、本日の議事日程第 1 号に付された案件は全て終了いたしました。

明日は、午前 10 時より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(15 時 37 分 散会)